

平成 2 6 年度

市長要求監査結果報告書

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

第1	監査対象項目	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の期間	1
第4	監査委員の除斥	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の前提条件	1
1	証拠書類について	1
2	指摘事項について	2
3	会派への質問について	2
第7	監査の着眼点	2
1	総括的な事項	2
2	個別的な事項	2
第8	事実確認等	3
1	政務調査費及び政務活動費の支出及び使途基準の根拠法令等	3
	地方自治法、条例、施行規程、運用細目、マニュアル	
2	政務活動費の額	9
3	政務活動費の交付及び収支報告	9
4	政務活動費の交付を受けた後の事務手続	10
5	マニュアル適合性についての会派から議会事務局への相談	12
第9	監査の結果	
1	収支報告書、会計帳簿の問題点	12
2	自主的な返還	14
3	各項目の問題点	18
第1	人件費	18
第2	広報費	23
第3	事務所費	27
第4	その他の経費	32

第5	資料作成費	40
第6	研究研修費	41
第7	資料購入費	46
第8	広聴費	48
第9	調査旅費・調査費	51
第10	会議費	54
第11	要請・陳情活動費	57
4	問題点の総括	58
5	結果	62
第10	意見	65
1	はじめに	65
2	会派の説明責任	65
3	議会事務局のチェック機能の充実	65
4	マニュアルの規定の明確性についての検討	66
資料編		67
1	政務活動（調査）費収支報告書支出合計集計表（平成23年度～25年度）	68
2	政務活動（調査）費収支報告書集計表（平成23年度～25年度）	69
3	政務活動（調査）費自主返還額集計表（平成23年度～25年度）	75
4	東大阪市議会における政務活動費使途基準の運用細目	81
5	東大阪市議会政務活動費運用マニュアル改定の内容	85
6	東大阪市組織機構図概略版（平成26年4月1日現在）	86

【別表】項目別指摘事項

人件費	87
広報費	89
事務所費	91
その他の経費	93
研究研修費	95
資料購入費	97

広聴費	99
調査旅費・調査費	101
会議費	103
合計表	105

凡 例

1. 本報告書における会派名については、下記の名称で統一して表記することとした。

なお、会派の表記順については、監査の開始日である平成26年12月5日（基準日）における所属議員数を基本とし、基準日において存在しない会派は解散時期等を考慮して表記した。

（正式会派名）	（表記名）
東大阪市議会公明党議員団	公明党
日本共産党東大阪市会議員団	日本共産党
みらいフォーラム	みらいフォーラム
自民党クラブ	自民党クラブ
自由民主党東大阪市議会議員団	自由民主党
民主東大阪議員団	民主東大阪議員団
自民党刷新の会	自民党刷新の会
東大阪市議会真正議員団	真正議員団
自民党清新会	自民党清新会
東大阪市議会さわやかな風	さわやかな風
緑風会	緑風会
維新の会東大阪	維新の会東大阪
自由民主党正清の会	自由民主党正清の会
東大阪発祥の会	東大阪発祥の会
豊じょうの会	豊じょうの会
東大阪市議会桔梗の会	桔梗の会
東大阪みらいの会	みらいの会
東大阪市議会民主さわやかな風議員団	民主さわやかな風
民主リベラル荊政会東大阪議員団	民主リベラル荊政会
東大阪市議会議員団さきがけ	さきがけ

民主党東大阪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・民主党東大阪

2. 本報告書における支出件数及び支出金額は、会計帳簿に計上された件数及び金額である。

なお、収支報告書（支出合計）集計表は、各会派が提出している収支報告書に基づいているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

3. 本報告書における自主的な返還に係る件数及び金額については、各会派より提出された資料をもとに調製した金額であり、既に公表されている数値と一致しない場合がある。

また、項目の指定のない自主的な返還金は按分を行った。

監査結果報告書

第1 監査対象項目

「平成23年度～平成25年度の政務調査費及び政務活動費の執行について」

なお、平成25年3月、地方自治法の改正に伴い、本市においても政務調査費から政務活動費へ名称変更を行うとともにその内容についても一部改正(後述)されているが、本報告書における文章表現は、原則として「政務活動費」で統一することとした。

第2 監査の対象

議会事務局

第3 監査の期間

平成26年12月5日から平成27年3月24日まで

第4 監査委員の除斥

監査委員のうち、市議会議員から選任された浜正幸委員は本件要求監査が政務活動費の執行に関する監査であることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。なお、監査の期間中に市議会議員から選任された監査委員の交代があり、後任の鳥居善太郎委員、塩田清人委員についても同様に除斥となった。

第5 監査の方法

議会事務局及び各会派から提出された政務活動費に関する関係書類について監査を実施した。

監査の実施にあたっては議会事務局の関係職員に対し、書面及び対面による聴取を行うとともに、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、市議会各会派所属議員、経理責任者、及び関係先等に対し書面及び対面による聴取を行い、必要に応じて追加書類の提出を求めた。また、その他必要に応じて、不動産登記簿謄本等の書類の取り寄せを行った。

第6 監査の前提条件

1 証拠書類について

原則として、提出された領収書の全件を検査した。

なお、原則として提出された書類が真正なものであることを前提としているが、必要に応じて事実調査、関係人調査を行った。また、領収書が外形的に不自然なものがあるかについて確認を行った。

また、一部、契約当事者の住所・氏名等が黒塗り(以下「マスキング」という。)された契約書及び発行者名がマスキングされた領収書が見受けられたため、人件費・事務

所費を中心にマスキングされていない書類の再提出を求めた。

2 指摘事項について

本報告書において特段の記載のない限り、各項目について書類上検査した結果、各項目別に東大阪市議会政務活動費運用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に反する事項、政務活動として支出の有無が確認できないもの及び政務活動として不適切な支出と考えるもの等を問題点として抽出し、指摘した。

本監査によって指摘があった事項が、そのまま法的な返還義務を負うということには直結しない。例えば、マニュアルで定めた活動記録簿の添付がない場合は当該支出行為と政務活動との関係性が不明であり説明責任が果たされたとはいえないが、活動記録簿の提出がないとの理由のみで政務活動とは無関係であると認定され、返還の対象となる訳ではない。

一方、本監査によって指摘がなかったからといって、支出が適正なものであったと承認されたものではない。監査対象期間の会計帳簿上の支出行為が 20,448 件あり、全ての個別の事案において詳細な事実関係の調査を行うことは不可能であるからである。

3 会派への質問について

会派への書面及び対面による聴取については、回答に時間を要することが予想されるため、疑問点全てではなく、特に会派又は議員本人から聴取しなければ判断が難しいと判断される事項、政務活動費の運用に関し今後課題となる事項から抽出し、全会派に対して実施した。

第7 監査の着眼点

1 総括的な事項

- (1) 政務活動費の交付に関する議会事務局の事務が地方自治法、条例、規則等の規定にのっとり適正に執行されているか。
- (2) 政務活動費は、条例、規則等の規定にのっとり支出されているか。

2 個別的な事項

マニュアルに規定されている「実費弁償の原則」を前提にした以下の3つの原則に合致しているか。ただし、このうち、「必要性、妥当性の原則」については、基本的には会派の自主的な判断が尊重されるべきであり、領収書等から政務活動とは無関係であるとの疑念が生じるものについて着眼した。

- (1) 「実費弁償の原則」
 - 政務活動等実際に要した費用であること。
- (2) 「必要性、妥当性の原則」
 - ア 市政に関する課題や問題点に関する活動であること。
 - イ 市政の監視機関である議会の役割にのっとり活動であること。
 - ウ 住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する活動であること。
- (3) 「証拠主義の原則」
 - ア 政務活動を裏付ける客観的な証拠があること。

- イ 政務活動の内容が説明できること。
 - ウ 政務活動費の会計帳簿及び証拠書類が必ず確保されていること。
- (4) 「透明性の原則」
- ア 収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること。
会計帳簿には「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること。
 - イ 領収書は必ず保管し、確保できないときは支払明細書に記入すること。

第8 事実確認等

1 政務調査費及び政務活動費の支出及び使途基準の根拠法令等

地方自治法第100条第14項、第15項に規定されていた政務調査費については、平成25年3月から、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めることとするとともに、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする法律改正が行われた。(平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行)

これにより、本市の「東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例」は、題名を「東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改めている。また、施行規程別表で定めていた政務活動費を充てることができる経費の範囲を、条例第4条及び別表に規定するとともに、「要請・陳情活動費」、「会議費」を項目に追加している。「調査旅費」は、「調査費」と名称を改めるとともに、内容に、「市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」が追加されている。さらに、議長に対し、必要に応じて収支報告書等の調査を行い、使途の透明性を確保するよう努力規定が設けられた。

(1) 地方自治法第100条第14項から第16項(改正前は第15項まで)

ア【改正前】

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

イ【改正後】

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並び

に当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）抜粋

ア【改正前】

第 1 条 条例の趣旨

地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、東大阪市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付する。

第 2 条 交付対象

政務調査費は、議長に結成を届け出た会派（所属議員が 1 人の場合を含む。）に対して交付する。

第 3 条第 1 項 交付額及び交付の方法

政務調査費は、200,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を毎月交付する。

第 4 条 使途基準

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

イ【改正後】

第 1 条 条例の趣旨

地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、東大阪市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付する。

第 2 条 交付対象

政務活動費は、議長に結成を届け出た会派（所属議員が 1 人の場合を含む。）に対して交付する。

第 3 条第 1 項 交付額及び交付の方法

政務活動費は、200,000 円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額を毎月交付する。

第 4 条第 1 項 政務活動の定義

会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、要請、陳情等又は会派が開催する各種の会議若しくは公共的団体その他の団体が開催する各種の会議への参加等を通じて、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映

させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動をいう。

第4条第2項 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は会派が公共的団体その他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費
調査費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費又は会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査、現地調査等に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が活動、議会活動及び市政について住民に報告し、広報するために要する経費
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に関する要望、意見の聴取等を行うために要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請活動又は陳情活動を行うために要する経費
会議費	会派が各種の会議を開催するために要する経費又は公共的団体その他の団体が開催する各種の会議への参加に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う活動に必要な経費

第8条 透明性の確保

議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

なお、本条例は、政務活動費の交付額を150,000円とする一部改正が行われ、平成26年11月1日から政務活動費の交付額が200,000円から150,000円に減額された。
(平成26年10月14日公布、11月1日施行)

(3) 東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程

ア【改正前】

東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程により、「条例」に基づき交付される政務調査費について必要な事項を定める（第1条）とし、第4条（使途基準）において、「条例第4条に規定する政務調査費の使途基準は、別表第1に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとし、その運用細目は、議長が別に定める。」としている。別表第1は以下のとおりである。

別表第1（第4条関係）

政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

イ【改正後】

東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）により、「条例」に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定める（第1条）とし、第4条（経費の運用）において、「条例第4条に規定する政務活動費の運用細目は、議長が別に定める。」としている。

改正前の施行規程においては、政務調査費の使途基準が第4条別表として規定されていた。改正により、使途基準は施行規程ではなく条例第4条本文並びに別表に規定されることになった。そのため、改正後の施行規程においては、使途基準の規定が本文、別表ともに削除されている。しかし、運用細目を議長が別に定めるといふ規定内容は、改正前と同様である。

(4) 東大阪市議会における政務活動費使途基準の運用細目（以下「運用細目」という。）

前記「施行規程」第4条を受けて、本市には「東大阪市議会における政務活動費使途基準の運用細目」が存在し、政務活動費に関する経費の使途基準の運用細目が定められている。（政務活動費使途基準の運用細目 [資料4]）

ここでは、項目ごとに、使途の対象とする具体例、対象としない具体例や、按分を採用することなどが記載されている。

末尾では、各項目に共通する備考として以下のように記載されている。

- 1 政務活動費は、項目ごとにその内容が定められており、その運用細目にはない使途については、会派自らがその説明責任を果たせるように充当するものである。
- 2 項目ごとの按分については、会派自身が政務活動とそれ以外の活動実態を一番分かっていることからその説明責任を果たせるように決定するものである。

(5) 東大阪市議会政務活動費運用マニュアル

法、条例等の改正に伴い、本市議会は、平成25年3月1日に従前の「東大阪市議会政務調査費運用マニュアル」を改訂し、「東大阪市議会政務活動費運用マニュアル」を作成している。

ア マニュアル作成の経緯

マニュアルの「はじめに」には、マニュアル作成の経緯について、概要以下の記載がなされている。

議員の政務活動について、地方自治法では具体的・客観的な基準はなく、基本的には条例の定めるところにより議員の説明責任と裁量に委ねることとなっていることから、その支出にあたっては使途の透明性、妥当性、客観性を向上させることが求められている。ところが、他の地方議会において、その不適切な使途をめぐって住民訴訟等が相次いだことから、本市議会では、政務調査費に対する市民の不信感が増してきているとの認識に立ち、平成20年6月に「東大阪市議会政務調査費のあり方検討委員会」を設置し、外部有識者委員も交え、協議を行った。この結果（使途基準の運用細目などの制度改正案）を議長に報告し、新たな「政務調査費制度」の改正となったものであり、より適正な政務調査費の取り扱いを期するため、平成21年4月にマニュアルを作成したものである。議員及び会派は、政務調査費

を執行するにあたって、このマニュアルを判断基準として活用されるとともに、市民の負託に応え得る政務調査活動を遺憾なく発揮していくことを東大阪市議会の総意として、ここに表明する。

以上のとおり、本マニュアルは、政務活動費の適正な取り扱いを期するため、議会が自ら定めた政務活動費の使途の適否の判断基準となるものである。

このマニュアルは、平成23年4月に一部見直しを行っている。

また、平成25年3月に政務調査費が政務活動費と改められたとともに、対象となる使途が改正されたことからマニュアルの改訂が行われている。ここでは、政務活動の定義を新しくするとともに、使途基準の項目に「要請・陳情活動費」と「会議費」を追加し、「調査旅費」を「調査費」に改め、市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費を追加しているものの、地方自治法の改正で新たに規定された透明性の確保については、マニュアルでは新たな規定など、見直しが行われていなかった。(マニュアルの新旧対照表について [資料5])

イ マニュアルに定める「政務活動」

マニュアルにおいて政務活動について以下のとおり、定義している。

政務活動とは、政務活動費の目的そのものであり、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動であると定義している。そのうえで主に7つの諸活動を示している。

- (1) 会派が本市の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うための活動
- (2) 会派が政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動
- (3) 会派が住民に対して行う広報活動
- (4) 議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、各派代表者会議などの任意の会議体に参加することやそのための活動
- (5) 議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）又は機関意思（例えば意見書）を確定（決議）するための活動
- (6) 執行機関としての市長等による団体意思の執行・実施が適正に、かつ、公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促し、又は代案を提示するための活動
- (7) 団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果をあげたかどうかを評価し、必要な対応を促すための活動

ウ マニュアルに定める「政務活動費執行に当たっての原則」

「政務活動は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、市政に関する調査研究、情報収集その他の活動（※）に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、次に掲げる三原則を満たすものとする。」と規定している。（※「その他の活動」は今回書き加えられている。原則については、本報告書第7 監査の着眼点参照）

- (1) 必要性、妥当性の原則
- (2) 証拠主義の原則

(3) 透明性の原則

マニュアルでは、上記のほか、

- 第1の3 政務活動費での支出が不適當な事項として、交際費又は個人的な経費、政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費について
- 第2 使途基準（政務活動費を充てることができる経費の範囲）として、各項目の定義、注意事項、判例の紹介、按分の考え方、対象とならない経費、各様式の記入参考例について
- 第3 領収書の添付、領収書のチェックについて
- 第4 政務活動費の処理の流れ

などを規定している。

2 政務活動費の額

政務活動費は市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対して、毎月1日（基準日）における会派の所属議員数に月額200,000円を乗じた額が毎月交付される。なお、基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員には含まないとされている。

なお、平成26年10月10日、本市議会は条例改正案を可決し、平成26年11月から政務活動費の月額を50,000円減額し、150,000円としている。

3 政務活動費の交付及び収支報告

(1) 政務活動費（変更）申請

施行規程第5条第1項では、「政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度市長に対し議長を経由して政務活動費交付（変更）申請書（以下、「申請書」という。）を提出し、その交付決定を受けなければならない。」と定められている。

申請書の提出を受け、交付決定をするまでの事務手続を行う部局は議会事務局である。

なお、「議会事務局」の組織としての位置付けであるが、地方自治法第138条第1項では、「市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。」と定められている。これに基づき、東大阪市議会事務局条例を定め、同条例第1条において、事務局を置くことと定められている。議会事務局は市長所管の執行機関とは別の独立した組織であり、議会事務局職員についての任命権も議長が有する。（東大阪市組織機構図 [資料6]）

会派による申請書の提出についての事務手続が、施行規程に基づいて適正に行われているかについて議会事務局に質問したところ、申請書については、年度開始前に議会事務局担当者が各会派に対し、会派結成届、申請書、請求書、委任状（申請者名と振込先が別の場合に必要）を持参して依頼しているため、年度開始時に提出されているとのことであった。

(2) 政務活動費交付請求

施行規程第5条第2項では、「会派の代表者は、条例第3条第6項に規定する政務活動費の交付の日前3日までに、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付請求書

(以下「請求書」という。)を提出するものとする。」と定められている。

この事務手続が条例等に基づいて適正に行われているかについて、議会事務局に質問したところ、請求書は条例どおり交付の日前3日までに提出されているとのことであった。

(3) 政務活動費の交付（支給方法）

条例第3条第6項では「政務活動費は、毎月5日に交付する。ただし、その日が東大阪市の休日を定める条例（平成2年東大阪市条例第14号）第2条に規定する休日に当たるときは、その日の直後の休日でない日とする。」と定められている。請求書の提出後、議会事務局において交付手続が行われる。

なお、議会事務局によると、政務活動費の支給方法については全会派とも会派代表者が指定する口座への振込を行っており、直接現金で交付されている会派はないとのことであった。

4 政務活動費の交付を受けた後の事務手続

(1) 収支報告書等の提出

条例第6条第1項では、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに会計帳簿その他議長が必要と認める書類（以下「収支報告書等」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。」と定められている。また、同条第2項では、「収支報告書等は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月31日までに提出しなければならない。」と定められている。

このことについて議会事務局に質問したところ、収支報告書等の期限内の提出については、提出期限前の5月中旬以降各会派に依頼に回っており、特に残額が生じる場合は精算事務を行ったうえで出納整理期間内に市の一般会計に返還する必要があるため、収支報告書のみを優先して提出させる場合もあり、その場合、会計帳簿、領収書貼付用紙については6月以降の提出となることもあるとのことであった。

(2) 収支報告書、会計帳簿、領収書等の確認

「証拠書類」としての要件について、マニュアルに具体的な規定はない。その要件について議会事務局に質問したところ、マニュアルに沿って支出されたものが正確に証明されるものであると理解しているとの回答を得た。

議長に提出された収支報告書等については、議会事務局職員が内容の確認作業を行っている。施行規程第9条に「収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からさせることができるものとする。」と定められている関係で、閲覧が開始となる8月1日までに確認作業を終了するよう事務手続を行っている。しかし、収支報告書・会計帳簿・領収書貼付用紙の提出が6月にずれ込むこともあり、8月1日までに必要な確認に要する作業時間が短くならざるを得ない状況となっている。

東大阪市議会政務調査費運用マニュアルが平成21年3月に完成し、収支報告書、会計帳簿及び領収書貼付用紙が提出された平成22年当時、議会事務局は、収支報告書、会計帳簿及び領収書貼付用紙に記載された数値の突合だけでなく、添付された

領収書の合計額と計上額が一致しているかについても手分けして点検していたとのことである。また、形式的な数字の確認とは別に、支出内容が運用細目やマニュアルに適合する内容かについての確認も行っていた。ただし、確認の前提として、議会事務局には、会派から提出された報告書に形式的な誤り以外はないはずであるという考えや、政務活動費の使途については本来交付された会派自らがその説明責任を果たすものであり、議会事務局側が政務活動の内容まで踏み込むことはできないという考えがあったとのことである。

その後、議会事務局の体制の入れ替え、また、確認作業が定例会と重なる時期でもあることなどから次第に点検内容が甘くなり、収支報告書と会計帳簿の金額の誤差が生じるなど形式的な数字の確認も過去と比べ十分ではない状況になってきているとのことであった。

さらに、今回の監査は議会事務局が保管する簿冊（何人も閲覧可能なもの）を検査することにより実施したが、その中にマスキングされた契約書や領収書が多数見受けられた。このことについて、議会事務局に質問したところ、マスキングについては市民からの閲覧があり得ることを考慮して個人情報保護のため、マニュアル等に記載はないが、取扱いとしては適正に支出されていることを前提とし、時期は不明であるが、個人情報となる部分のマスキングを議会事務局から依頼した経過があるとの回答を得た。

なお、議会事務局の依頼以前から個人情報保護等の理由によりマスキングされた書類を提出していた会派があったかについては確認がとれなかった。

次に、監査委員から、マスキングされた契約書や領収書のマスキングがされていない書類の所在の確認と提出を議会事務局及び会派に対し行ったところ、一部、議会事務局がマスキングされていない原本を閲覧可能な簿冊とは別に保管していたことが判明した。

政務活動費が適正に支出されているか判断するために契約書や領収書は重要な証拠書類になる。したがって、政務活動費の交付を審査する議会事務局は、マスキングがされていない領収書等の提出を受け、領収書の発行者やあて先、契約当事者を確認しなければならない。

閲覧請求に際する第三者の個人情報を保護する必要性については、東大阪市の情報公開に関する規定に従い、閲覧の際にマスキングした写しを閲覧に供する等の対応を行うことが可能であり、個人情報の保護を理由に、適正な審査を行わないということは本末転倒である。また、議会事務局の書類の保管についても適正に行わなければならない。正式に受領していない書類については会派に返還するなどして、あいまいな書類の受領、管理を行うことはあってはならない。

(3) 収支報告書の市長への提出

施行規程第7条で、「議長は、提出された収支報告書等の写しを市長に送付するものとする。」と定められているが、送付されていなかった。

この規定が定められている意味であるが、政務活動費の交付については市長が権限

を有しており、政務活動費の交付を行った市長が交付後の使用状況を何ら確認できないというのは、地方自治法が財務上の権限を長に対して付与した趣旨に沿わないとの考えから長にも送付することとしたものと考えられる。規定した趣旨からも今後は規程どおりの事務を行う必要がある。

(4) 改善に向けて

数値の計上誤りや書類不備はあってはならないことである。事務手続が集中して対応が追いつかないという事態を避けるためには、収支報告書等の提出書類についての提出期限を1か月早めて4月末とすることや、半年が終了した段階でいったん提出を求める方法等がある。他市等の事例を参考に積極的に検討されたい。

5 マニュアル適合性についての会派から議会事務局への相談

議会事務局からの聴取によると、運用細目やマニュアルに関する会派の議員から議会事務局への質問や相談がよくあり、特にマニュアルができた平成21年当時は会派の議員からの質問が多かったとのことである。

質問や相談があった場合、議会事務局は、マニュアルの主旨、社会通念に照らし適宜回答していたとのことであるが、マニュアルの解釈の最終判断はあくまで会派又は議員に委ねており、会派又は議員が説明責任を果たすことができるのであれば異議を唱えないという前提で対応していたとのことであった。

第9 監査の結果

1 収支報告書、会計帳簿の問題点

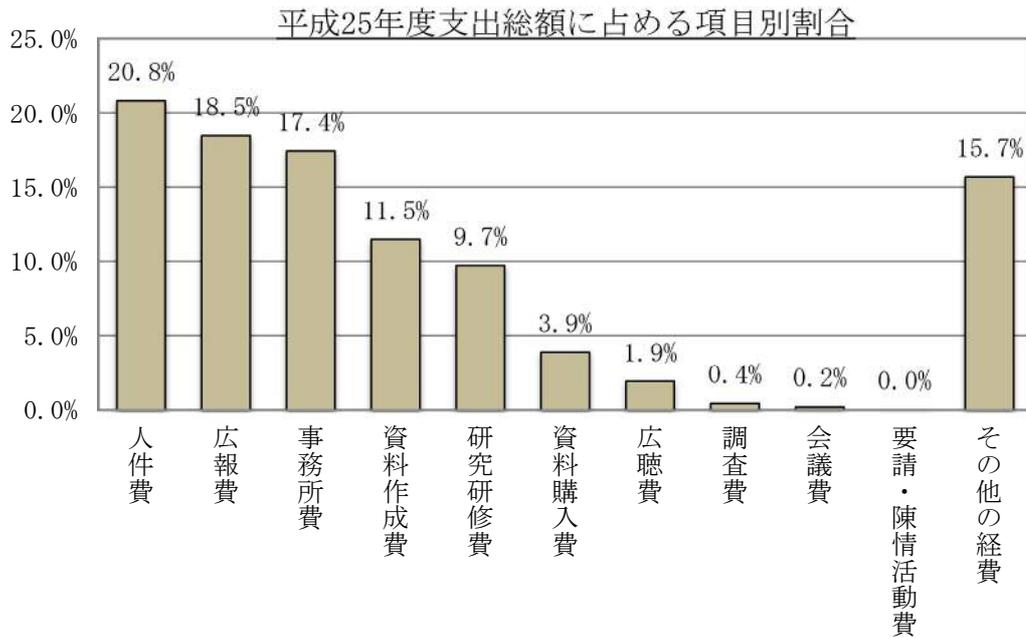
(1) 支出総額

平成25年度における政務活動費の全会派の支出合計額は、96,320,807円で、政務活動費交付額を超える額135,108円を除き、翌年度で戻入された10,299円を加えた政務活動費交付金の決算額は、96,195,998円で、一般会計歳出決算額に占める割合は0.05%を占めている。(政務活動費収支報告書集計表[資料1・2])

項目別に支出報告金額を見ると、人件費が20,055,546円で全体の20.8%を占めている。

続いて、広報費17,784,737円(18.5%)、事務所費16,789,261円(17.4%)となっている。

会派別では、公明党26,937,082円(28.0%)、日本共産党18,918,772円(19.6%)、自由民主党10,533,605円(10.9%)となっており、会派に所属する延べ人数が多い順となっている。



(2) 収支報告書及び会計帳簿の分析・問題点

政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動に係る収入及び支出の報告書並びに会計帳簿その他議長が必要と認める書類を作成し、翌年度の5月31日までに議長に提出することが、条例で定められている。

平成25年度における会派の収支報告額の多い支出項目を見ると、以下のとおりである。

- ・公明党 広報費 25.0%、その他の経費 22.7%
- ・日本共産党 資料作成費 35.4%、研究研修費 35.1%
- ・みらいフォーラム 広報費 25.9%、人件費 25.7%
- ・自民党クラブ 人件費 35.3%、事務所費 32.2%
- ・自由民主党 広報費 54.3%、人件費 30.6%
- ・民主東大阪議員団 人件費 37.5%、その他の経費 17.8%
- ・自民党刷新の会 人件費 34.0%、広報費 27.1%
- ・真正議員団 人件費 60.6%、事務所費 28.7%
- ・自民党清新会 事務所費 40.0%、人件費 36.0%
- ・さわやかな風 研究研修費 39.4%、広報費 16.1%
- ・緑風会 その他の経費 79.1%、事務所費 18.5%
- ・東大阪発祥の会 人件費 59.2%、事務所費 22.0%
- ・豊じょうの会 広報費 61.1%、その他の経費 34.4%
- ・桔梗の会 人件費 67.1%、事務所費 16.6%
- ・みらいの会 人件費 65.0%、その他の経費 26.7%

提出された収支報告書について、検算及び記載状況について点検したところ、集計

金額と合計に 3 円の違算が見られた会派があった。【自民党清新会 H25】

その他、収支報告書に記入すべき提出日付や合計金額等の漏れや誤りが見られた。

収支報告書の作成基礎となる会計帳簿と項目ごとに集計し照合したところ、以下のものが見られた。

- ・収支報告書と会計帳簿の金額が一致しない会派

(単位：円)

会 派	期 別	会計帳簿(A)	収支報告書(B)	差(A) - (B)
公明党	平成24年度4月～2月	23,802,817	23,798,817	4,000
自由民主党	平成23年度上期	7,361,331	7,361,332	△ 1
自民党清新会	平成25年度	4,813,764	4,812,864	900
東大阪発祥の会	平成24年度4月～2月	2,211,568	2,208,548	3,020

- ・合計金額は一致しているが、項目間で金額の不一致がある会派

会 派	期 別
公明党	平成23年度上期、平成24年度4月～2月、平成24年度3月、平成25年度
日本共産党	平成23年度下期、平成24年度3月、平成25年度
自由民主党	平成25年度
真正議員団	平成23年度下期
自民党清新会	平成25年度
さわやかな風	平成23年度下期、平成24年度4月～2月、平成25年度
豊じょうの会	平成25年度
みらいの会	平成23年度下期
民主さわやかな風	平成23年度上期

地方自治法第 100 条第 15 項により、会派又は議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することが定められている。

上記報告書は、政務活動費を支出した領収書の貼付から始まり、会計帳簿への記帳、その集約として作成されるもので、正確なものでなければならない。

収支報告書等の議長への提出にあたって、会派の経理責任者は、内容は勿論のこと、計数についても精査を行い、正確な収支報告書を作成し透明性の確保に努められたい。

なお、地方自治法第 100 条第 16 項において、議長は政務活動費について使途の透明性の確保に努めることが定められ、条例第 8 条で提出された収支報告書等についての調査権が与えられ、透明性の確保への努力義務が課せられている。

2 自主的な返還

(1) 経過

本市においては、平成 26 年 9 月、当時の市議会議長が平成 21 年度から 5 年間分の

政務活動費の精査と結果の報告を各会派に依頼し、返還金が生じる場合の取り扱いについて会派の代表者で協議がなされたところであり、その結果、政務活動費として不適切な支出であるものや道義的に市民の理解を得ることができない支出等の理由により返還の申し入れがあったものである。議会がこれまでに発表した5年間分の自主返還額は、総額 38,839,095 円である。

なお、この返還については条例で定められた収支報告書の訂正手続は取られていない。当時の議会の判断として市民感情、早急なる市民への報告を優先し、訂正の手続を経ずに政務活動費の返還に至ったとのことであり、議会事務局としてもその判断を尊重し、今回の返還額の取扱いに至ったとのことである。

(2) 返還の状況

監査対象期間である平成 23 年度から平成 25 年度までの各会派の自主返還金額は 25,698,573 円である。(政務活動費自主返還額集計表[資料 3])

なお、平成 26 年に行われた返還は、基本的に当該議員が返還時点で所属している会派において行われている。返還金には、当該議員が以前に所属していた会派当時のものも含まれている。本報告書においては政務活動費の交付を受けた会派との比較検討を行いやすくするため、返還された内容については交付当時の会派名で記載することとした。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	318	1,256,896	411	2,069,907	345	1,449,765	1,074	4,776,568
みらいフォーラム	—	—	—	—	25	212,140	25	212,140
自 民 党 ク ラ ブ	4	30,240	25	423,053	41	759,534	70	1,212,827
自 由 民 主 党	6	109,700	17	346,460	0	0	23	456,160
民主東大阪議員団	28	85,987	80	408,006	68	344,091	176	838,084
自 民 党 刷 新 の 会	—	—	—	—	14	243,301	14	243,301
真 正 議 員 団	71	3,573,882	100	2,436,800	9	2,400,000	180	8,410,682
自 民 党 清 新 会	18	247,727	51	884,150	24	489,822	93	1,621,699
緑 風 会	83	885,830	146	2,191,501	184	2,221,935	413	5,299,266
維 新 の 会 東 大 阪	20	12,160	—	—	—	—	20	12,160
自由民主党正清の会	10	407,985	6	327,689	—	—	16	735,674
東大阪発祥の会	1	26,580	43	331,034	10	32,612	54	390,226
豊 じ ょ う の 会	—	—	—	—	14	114,009	14	114,009
桔 梗 の 会	9	337,000	18	503,280	12	308,840	39	1,149,120
み ら い の 会	0	0	11	64,700	14	107,380	25	172,080
民主リベラル荊政会	14	54,577	—	—	—	—	14	54,577
合 計	582	7,028,564	908	9,986,580	760	8,683,429	2,250	25,698,573

(3) 返還の会派別傾向

公明党

返還額の49.2%を「その他の経費」が占めている。これは多くの所属議員が携帯電話料金とガソリン代の按分率を変更し、差額を返還したことによるものである。

次に23.1%を占めている事務所費の返還内容は多くの所属議員が来客用駐車場代と事務所の光熱水費の按分率を見直し差額を返還したことによるものであ

る。

みらいフォーラム

返還額の 55.7%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代の返還によるものである。

自民党クラブ

返還額の 38.2%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代の返還によるものである。

次に 37.3%を占めている事務所費の返還内容は主に事務所の賃借料の按分率を変更して差額を返還したものである。

自由民主党

返還額の 93.1%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代の返還によるものである。

民主東大阪議員団

返還額の 70.9%を「その他の経費」が占めているが、これは主にガソリン代の按分率を変更した差額と会議経費の飲食代の返還によるものである。

自民党刷新の会

返還額の 60.8%を事務所費が占めているが、これは主に事務所と駐車場の賃借料及び電話料金の按分率を変更して差額を返還したものである。

真正議員団

返還額の 83.2%は所属議員の一人が過去 3 年間に受領した政務活動費を全額返還したものである。

自民党清新会

返還額の 74.8%を事務所費が占めているが、これは主に事務所及び駐車場の賃借料の按分率を変更して差額を返還したものである。

緑風会

返還額の 78.9%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代、タクシー代の返還によるものである。

維新の会東大阪

返還額の 86.8%を「その他の経費」が占めているが、これは主に電車運賃の按分率を変更して差額を返還したものである。

自由民主党正清の会

返還額の 86.6%を事務所費が占めているが、事務所と駐車場の賃借料及び電話料金の按分率を変更して差額を返還したものである。

東大阪発祥の会

返還額の 99.7%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代の返還によるものである。

豊じょうの会

返還額の 89.5%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲

食代の返還によるものである。

桔梗の会

返還額の 88.3%を事務所費が占めているが、これは主に事務所の賃借料の按分率を変更して差額を返還したものである。

みらいの会

返還額の 66.9%を「その他の経費」が占めているが、これは主に会議経費の飲食代の返還によるものである。

民主リベラル荊政会

返還額の全てが「その他の経費」であるが、これは主にガソリン代の按分率を変更した差額を返還したものである。

3 各項目の問題点

以下、各項目の問題点を記載する。項目は平成 25 年度の全会派の総支出額の大きい項目から順番に記載する。

第1 人件費

1 人件費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(2) 運用細目

会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

- ・会派が雇用している職員の給料等
- ・政務活動の補助員としての業務内容が明確なアルバイト等

(2) 使途の対象としない具体例

- ・政務活動の補助員としての業務内容が不明確なアルバイト
- ・議員親族に対する人件費

(3) 按分の採用

按分の割合を政務活動の補助業務に従事している時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。按分する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 人件費支出の傾向

- (1) 平成 25 年度政務活動費全会派合計支出額は、96,320,807 円のところ、人件費の支出額は 20,055,546 円であり、全支出額の 20.8%を占め、最も大きい支出額の項目である。

(2) 人件費の支出の割合が高い会派

各会派の全支出額に対する人件費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

桔梗の会	67.1%
------	-------

みらいの会	65.0%
真正議員団	60.6%
東大阪発祥の会	59.2%

※割合の算出方法：各会派の人件費÷各会派の全支出額×100

- (3) 広報紙の配布に要した人件費は、政務活動費における項目としては「広報費」として計上している。

4 給与支払者としての義務履行

(1) 源泉徴収義務について

税法において、人を雇って給与を支払う場合は、源泉徴収義務者となると定められているが、今回、監査対象期間中に行った調査の結果では、源泉徴収を行っていると回答した会派は少数であった。

(2) 労働保険（労災保険、雇用保険）について

労災保険において、原則として労働者を1人でも雇用する場合は適用事業になり、事業主に加入義務が生じる。また、雇用保険では、事業所規模にかかわらず、①1週間の所定労働時間が20時間以上で②31日以上の雇用見込がある人を雇い入れた場合は適用事業所となる。

今回の調査結果では、労働保険に加入していると回答した会派は少数であった。

(3) 社会保険について

厚生年金保険や健康保険に加入していた会派はわずかであった。（平成23年のみ雇用していたものを含む。）なお、雇用主が「常時5人以上の従業員を使用する個人事業所」でなければ、法律上、厚生年金・健康保険に加入が義務付けられているわけではなく、会派や個人も適用事業所に該当しない場合が多いものと考えられる。

5 自主的な返還額

人件費の自主的な返還額は、以下のとおりである。人件費の自主返還は、1会派のみである。

（単位：件、円）

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
真 正 議 員 団	3	892,293	2	879,572	1	887,413	6	2,659,278
合 計	3	892,293	2	879,572	1	887,413	6	2,659,278

6 全体的な問題点

(1) 雇用契約書及び領収書のマスキング

提出された雇用契約書の当事者欄や、領収書の領収者欄がマスキングされた事例が多数見受けられた。監査の過程でマスキングをしていない書類の提出を

求めたところ、提出がなされた。マスクングは議会事務局からの指示があった事実もあるようであるが、マスクングをした状態では政務活動との関連性を調べる証拠としての価値を充たさない。

(2) 按分について

人件費は、会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費とされている。各会派が雇用している被雇用者の勤務場所は、各会派又は議員の事務所や市役所内の議員控え室等である。また、広報紙配布のために要した人件費は広報費として計上される。

被雇用者が会派又は議員の政務活動の補助の他に政党活動あるいは後援会活動などの補助業務を行っている場合には、各活動に従事している時間など合理的な方法で按分を行うことが相当である。

ところで、各会派の人件費について按分を行っている状況は以下の表のとおりであり、按分が行われてない会派が多かった。

被雇用者が政務活動の補助のみを行っている場合は、按分の必要性はない。

しかし、各会派の雇用実態は外部からはわかりにくい、会派又は議員の活動は政務活動と別に議会活動、政党活動、後援会に関する活動等多種にわたることから、被雇用者が多種の業務を行っていることも想定される。

各会派において、被雇用者の補助業務の内容を精査し、政務活動以外の業務も被雇用者に依頼をしている場合には按分を行う必要がある。

人件費の状況

(単位：件・円)

会 派 (支出当時)	合計	按分率 (%)	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
公明党	6,815,791	100	12	2,291,173	12	2,257,332	12	2,267,286
日本共産党	3,225,595	100	24	3,225,595	0	0	0	0
みらいフォーラム	1,030,000	100	—	—	—	—	16	1,030,000
自民党クラブ	7,615,690	50	1	240,000	7	824,250	2	480,000
		60	0	0	1	48,000	0	0
		100	7	927,400	30	2,466,600	23	2,629,440
自由民主党	9,542,824	50	24	600,000	24	600,000	24	600,000
		100	15	2,543,584	15	2,579,340	14	2,619,900
民主東大阪議員団	4,400,000	100	6	800,000	12	1,800,000	12	1,800,000
自民党刷新の会	550,000	100	—	—	—	—	5	550,000
真正議員団	9,973,968	50	1	240,000	0	0	0	0
		60	1	90,000	0	0	0	0
		80	2	661,200	0	0	0	0
		100	18	3,041,168	23	3,022,600	20	2,919,000
自民党清新会	3,376,360	100	6	455,000	18	1,191,040	20	1,730,320
さわやかな風	550,000	100	1	50,000	2	150,000	3	350,000
維新の会東大阪	568,800	60	5	450,000	—	—	—	—
		100	3	118,800	—	—	—	—
自由民主党正清の会	1,172,750	50	2	201,500	8	971,250	0	0
東大阪発祥の会	2,271,729	100	3	481,729	12	840,000	9	950,000
桔梗の会	3,228,000	50	15	652,000	27	1,496,000	16	1,080,000
みらいの会	2,962,400	50	4	100,000	12	432,000	8	288,000
		70	4	235,200	0	0	0	0
		80	0	0	23	1,145,600	14	761,600
民主さわやかな風	435,000	100	6	435,000	—	—	—	—
民主リベラル荊政会	720,000	100	7	720,000	—	—	—	—
さきがけ	440,000	100	11	440,000	—	—	—	—
民主党東大阪	400,000	100	7	400,000	—	—	—	—
合 計	59,278,907		185	19,399,349	226	19,824,012	198	20,055,546

広報費（人件費（会報配布））の状況

（単位：件・円）

会 派 （支出当時）	合計	按分率 （％）	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
みらいフォーラム	1,030,000	100	—	—	—	—	16	1,030,000
自由民主党	8,065,000	100	64	3,050,000	78	2,875,000	52	214,000
豊じょうの会	410,000	100	—	—	—	—	14	410,000
合 計	9,505,000		64	3,050,000	78	2,875,000	82	1,654,000

7 個別の問題点

(1) 議員親族の雇用

三親等内の親族を雇用しているか会派へのヒアリング調査を行ったところ、2会派で雇用を行っているという回答があった。

運用細目及びマニュアルでは、人件費の使途の対象とならないものとして、「議員親族に対する人件費」と明記されている。なお、マニュアル上、議員親族に対する支払いについては事務所費において、「議員と同居している3親等以内の親族に対する賃料（一定の条件、規定により認める。）」が使途の対象とならないと規定されている。

親族に対する人件費が許容されるかについては、雇用の実態とそれに見合った支払い等、政務活動としての従事内容等から判断すべきであり、親族であることをもって一律に否定すべきものではないと考えるが、上記支出は運用細目及びマニュアル違反ではある。このことは、人件費が他の項目である広報費等で計上されていたとしても趣旨は同じであると考ええる。

2件中1件は、人件費のみでの計上で既に自主返還されている。【真正議員団 H23～H25】

また別の1件は、同じ被雇用者を「人件費」の項目で計上している時期と「広報費」の項目で人件費として計上している時期がある。【みらいフォーラム H25】

(2) 他の活動費との按分を要したと考えられるもの

府政・市政報告会の実施に要した人件費を全額計上した事例があった。

添付された広報チラシによると、この政務報告会は府会議員との共催によるものと考えられ、全額を市の政務活動費として支出するのは不適切であると考ええる。なお、会派の議員からは、「主催は議員本人であり、府会議員は一部補足事項説明のため出席をお願いした。」との回答がなされている。【自民党清新会 H25】

(3) 計算誤りによる支出

総経費80,000円を70%の按分で計上しているため、計上額を56,000円とすべきところ、計上額が67,200円となっていた事例が見受けられた。会派へ質問した結果、計算誤りで56,000円との回答があった。【みらいの会 H23】

(4) 雇用契約書本人記載欄の内容の相違

同一人物を雇用した雇用契約書について、作成時期が異なる契約書2通の間で被雇用者記入欄の記載内容に矛盾のある事例が2件認められた。

1件は被雇用者の生年月日と固定電話番号に矛盾があり、もう1件は被雇用者の生年月日に矛盾があった。

被雇用者記入欄は被雇用者本人が直筆することを予定された欄であり、本人が記載した場合、基本的事項に記載誤りがあることは考えられない。会派に確認したところ、議員や代理人（事務員）が記載したため間違っただけであると説明があった。なお、本監査期間中に、被雇用者本人名の「間違いなく雇用されていた。」とする書面が提出されている。【桔梗の会 H23・みらいフォーラム H25】

第2 広報費

1 広報費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が活動、議会活動及び市政について住民に報告し、広報するために要する経費

(2) 運用細目

会派の政務活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、広報するために要する経費（広報紙、報告書印刷費、文書通信費、送料、会場費、交通費等）

2 運用細目の基準

(1) 用途の対象とする具体例

- ・広報紙・報告書印刷費（市議会報告及び市政報告（現物を添付すること。）、文書通信費、報告書配布のための送料・委託料、会場費等
- ・ホームページ作成費（市議会報告及び市政報告）・更新費等

(2) 按分の採用

按分の割合を紙面の面積により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。按分する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 平成25年度広報費支出の傾向

(1) 政務活動費全会派合計支出額 96,320,807 円のところで、広報費の支出額は17,784,737 円であり、全支出額の18.5%を占めている。

(2) 広報費支出の割合が高い会派

広報費の支出を計上しているのは全15会派中12会派で、各会派の全支出額に対する広報費の割合が高い会派は以下のとおりである。

豊じょうの会	61.1%
自由民主党	54.3%
自民党刷新の会	27.1%

※割合の算出方法：各会派の広報費÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

広報費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	2	40,000	9	137,420	4	46,070	15	223,490
自 民 党 ク ラ ブ	0	0	0	0	1	88,675	1	88,675
自 民 党 刷 新 の 会	—	—	—	—	5	92,404	5	92,404
真 正 議 員 団	1	10,206	0	0	0	0	1	10,206
自由民主党正清の会	1	69,390	0	0	—	—	1	69,390
合 計	4	119,596	9	137,420	10	227,149	23	484,165

自主的な返還額 23 件のうち、主なものは郵送料及びはがき代 10 件、議会手帳 2 件である。

5 主な問題点

(1) 広報紙、報告書等の添付について

マニュアルによると、作成した広報紙、報告書を明らかにするため広報紙・報告書等の現物を 1 部添付することとなっているが、添付されていないものが 39 件見受けられた。【公明党 H23～H25・日本共産党 H25・自由民主党 H23～H25・民主東大阪議員団 H23～H25・自民党刷新の会 H25・さわやかな風 H24・豊じょうの会 H25・さきがけ H23】

この 39 件について、監査委員事務局から現物の提出を求めたところ 36 件の提出があったが、現物が残っていないなどの理由により 3 件が未提出であった。

【公明党 H24・自由民主党 H23】なお、この 3 件のうち 1 件 80,000 円は自主返還されている。【公明党 H24】

また、広報紙の現物が添付されていなかった 39 件のうち、支出金額が大きい 1 会派の広報紙に関しては、添付されていた領収書にも単価や部数の記載がなかったことなどから、実際に作成されていたかどうかについて確認する必要が生じたため、会派の所属議員から聞き取りを行い、併せて当該印刷物の受注先等に関係書類の提示を求めるとともに意見聴取を行ったが、問題となる事項は確認されなかった。

(2) 会報配布について

ア 広報紙・報告書等の会報配布に係る人件費及び業者によるポスティング代が 228 件計上されている。

マニュアルでは、人件費の項目において、市政報告書配布のためにアルバイトを雇った場合は人件費の項目ではなく広報費の項目から支出するとされている。このことから、雇用している場合は人件費と解し、雇用契約書などの雇用実態が客観的に確認できる証拠書類が必要であると思われる。

また、広報費の項目において、広報紙、報告書の配布を委託する場合必ず委託契約書を作成し添付することとなっている。

しかしながら、計上されている 228 件に雇用契約書等や委託契約書は添付されていなかった。【公明党 H23～H24・みらいフォーラム H25・自由民主党 H23～H25・豊じょうの会 H25】

なお、マニュアルでは、先に述べたとおり会報配布の委託については明記されているが、新聞作成料などを第三者に委託している場合においても同様に証拠書類の添付が必要であると考ええる。

イ 人件費の項目において、運用細目及びマニュアルでは議員親族に対する人件費は使途の対象にならないものと定められている。このことは、人件費が他の項目である広報費で計上されていたとしても趣旨は同じであると考ええる。

親族に対する人件費が許容されるかについては、雇用の実態とそれに見合った支払い等、政務活動としての従事内容等から判断すべきであり、親族であることをもって一律に否定するべきものではないと考えるが、上記支出は（人件費の）運用細目・マニュアル違反ではある。

親族の雇用について書面による調査を行ったところ、雇用を行っているという回答があった会派のうち 3 会派が会報配布のための雇用として広報費で計上を行っていた。

広報費で計上していた会派の議員にヒアリングを行ったところ、「事務所（人件費）で親族は雇用できないが、広報費でのアルバイトは適用外と認識していた。」と回答があった。【みらいフォーラム H25・自由民主党 H23～H24・豊じょうの会 H25】

(3) 年賀状等の購入について

年賀状や暑中・残暑見舞いはがきを購入しているものが 12 件見受けられた。

年賀状はマニュアルにおいて政務活動での支出が不適切であるとされている。その趣旨は年賀状の支出は交際費的な支出であり、政務活動とは考えられないためと解されている。また、暑中・残暑見舞いはがきにおいても、年賀状と同様の性格のものと解される。

なお、これらのうち 10 件 103,080 円が自主返還されている。【公明党 H23～H25・自由民主党 H23】

(4) 後援会との費用按分について

市政報告会を開催するにあたって、会場使用を後援会の代表として当議員が申し込みを行っており、また、市政報告会開催の通知が後援会長と連名となっているものが見受けられた。

後援会主催の市政報告会は、政務活動費での支出は不適切であるとマニュアルに定められている。後援会活動は、政務活動とは区別されるものであるからである。後援会と合同で行った場合であったとしても、少なくとも按分する必要性があるのではないかと考えられる。【自民党クラブ H23、H25・真正議員団 H23】

(5) 市議会手帳の購入について

市議会手帳を広報費で数十冊購入しているものが6件見受けられた。議会手帳とは毎年市議会より発行されるもので、手帳に付属する別冊に市議会議員名簿、歴代市議会議員一覧や全国人口上位50市一覧、市政の情報、本市の予算などが掲載されているが、手帳の主たる用途はスケジュール管理のものであり、市政報告の資料として広報費に計上することは疑問を感じる。

なお、この支出については2件32,732円が自主返還されている。【公明党 H23～H25】

(6) 会員費の再発行について

写真現像代のレシートに「カインヒサイハッコウコウシ」200円が含まれていた。会員費として再発行に係るものであるならば、個人的な支出であると考えられる。【公明党 H24】

(7) 市政報告会で弁当代を支出しているものについて

市民が参加していると考えられる市政報告会に出した弁当代の代金を広報費で計上している事例があった。

この弁当代について、領収書貼付用紙には「広聴費」と記載され活動記録簿が添付されていたため、会派に質問をしたところ、正しくは広聴費であり、会計帳簿の記載誤りであると回答があった。

この弁当代の支出の当否については、第8「広聴費」で後述することとする。

【さわやかな風 H25】

(8) 会計帳簿及び領収書等について

会計帳簿と領収書及び領収書貼付用紙を確認した結果、会計帳簿について日付の記載が誤っているものや、領収書貼付用紙と項目名が異なっているものなどが見受けられた。また、領収書について、日付やあて名の記載漏れが多数見受けられた。

(9) その他の問題点

切手を大量購入し、購入代金を広報費やその他の項目でも計上している事例が見受けられた。

実際に当該切手が政務活動費として使用されたかを明確にするために、使用

の用途を使用時に計上する等、透明性を高める必要があるのではないかと考
える。

第3 事務所費

1 事務所費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理等に要する経費

(2) 運用細目

会派が行う政務活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等）

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

- ・事務所の賃借料、維持管理費
- ・相談者来客用の駐車場代（5割を上限として、按分したものに限る。）
- ・インターネットプロバイダ接続料・固定電話料（按分したものに限る。）

(2) 使途の対象としない具体例

- ・自宅事務所の賃料（一定の条件、規定により認める。）
- ・議員と同居している3親等以内の親族に対する賃料（一定の条件、規定により認める。）
- ・事務所（駐車場を含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模修繕は除く。）

※上記に「一定の条件、規定により認める。」と記載があるが、実際には一定の条件を定めた規定は存在しない。

(3) 按分の採用

按分の割合を面積・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。按分する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動の支出額を付記する。ただし、上記相談者来客用の駐車場代に充当する場合については、必ず5割を上限として按分した額を充当する。

3 事務所費支出の傾向

(1) 平成25年度政務活動費全会派合計支出額は、96,320,807円のところ、事務所費の支出額は16,789,261円であり、全支出額の17.4%を占め、3番目に大きい支出額の項目である。

(2) 事務所費の支出の割合が高い会派

各会派の全支出額に対する事務所費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

自民党清新会	40.0%
自民党クラブ	32.2%

真正議員団 28.7%

※割合の算出方法：各会派の事務所費÷全支出額×100

(3) 自宅事務所

自宅を事務所として届けている議員は、合計 21 名であった。

そのうち自宅事務所の「賃料」を計上していた議員は、合計 3 名であった。

自宅事務所の賃料以外の「維持費」を計上していた議員は合計 20 名であった。

(4) 自己所有建物の賃料を計上していた議員は、合計 3 名であった。

4 自主的な返還額について

事務所費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	124	398,447	85	360,530	64	342,573	273	1,101,550
みらいフォーラム	—	—	—	—	2	66,960	2	66,960
自 民 党 ク ラ ブ	—	—	8	151,662	4	300,201	12	451,863
民主東大阪議員団	—	—	1	110,000	2	60,000	3	170,000
自 民 党 刷 新 の 会	—	—	—	—	7	148,000	7	148,000
真 正 議 員 団	11	1,954,059	4	1,348,677	2	1,360,701	17	4,663,437
自 民 党 清 新 会	12	227,951	10	585,356	4	400,500	26	1,213,807
緑 風 会	6	222,000	12	444,000	12	444,000	30	1,110,000
自由民主党正清の会	6	314,432	5	322,689	—	—	11	637,121
東大阪発祥の会	—	—	—	—	1	1,122	1	1,122
豊 じ ょ う の 会	—	—	—	—	1	12,000	1	12,000
桔 梗 の 会	6	324,000	12	422,280	8	267,840	26	1,014,120
合 計	165	3,440,889	137	3,745,194	107	3,403,897	409	10,589,980

自主返還の内容は自己所有建物の賃料や、自宅事務所の賃料、駐車場の賃料、自宅事務所の光熱水費の按分率を見直した差額等である。

5 全体的な問題点

(1) 支出不適切

事務所費においても、実際に要した費用のみが政務活動費として計上することが許されており、「事務所料相当額」や「減価償却相当額」などとして実際に出費していないものを事務所費に計上することは認められない。

また、多額の修繕費は、事務所の土地建物の購入経費、建築工事費と同様、政務活動費において計上できる相当な範囲を超えていると考えられ、マニユア

ルにおいても、「修繕費（事務所の維持に必要な小規模修繕は除く。）」の計上は認められていない。

調査の結果、上記の観点から問題と考える事例が見受けられた。なお、大半の事例が自主返還済みである。

(2) 賃貸借契約書等のマスキング

人件費の項目で述べたのと同様、事務所費においても賃貸借契約書、領収書がマスキングされて添付されている事例がほとんどであった。

(3) 按分の問題

事務所を賃借している場合、当該事務所を後援会活動、政党活動、私的な活動等政務活動とは区別される別の用途にも利用している場合には、合理的な根拠で按分を行う必要がある。

事務所の賃料を事務所費として計上している会派の多くが按分を行った上で計上していた。

当該事務所をどのような用途で使用しているかは会派自身が把握していることから按分の根拠を十分説明できるようにする必要がある。

(4) 自宅事務所の賃料及び親族に対する賃料に関するマニュアルの規定

運用細目・マニュアルでは使途の対象としない具体例として、「自宅事務所の賃料（一定の条件、規定により認める。）」「議員と同居している3親等以内の親族に対する賃料（一定の条件、規定により認める。）」と定めている。しかし、実際には、例外となるべき条件を定めた規定は存在しない。

その結果、現在の運用細目・マニュアルでは、自宅事務所の賃料や親族に対する賃料の支払いが例外として許容される範囲が判然としない。

運用細目・マニュアルにおいて定めるのであれば、明確な規定にする必要がある。

6 個別の問題点

(1) 賃貸人・賃借人が同一

自己所有建物について、賃貸人及び賃借人が同一の議員であるとして、賃貸借契約を締結し、賃料を計上する事例が2件あった。【真正議員団 H23、緑風会 H23～H25】

賃貸人と賃借人が同一人物であるという賃貸借契約は考えられない。また、実際に要した費用に充当する実費弁償の観点からも相当ではない。

この点について、1件目の事例については、形式上は賃貸人と賃借人が同一人であるが、相続問題が関係するなどして実態としては借家であり、改修費も貸主が負担したので相当な計上であるとの説明があった。2件目の事例については、自宅の一部を議員活動専用にご利用しており、議員としての立場の個人が、私人としての立場の個人に対して賃料を支払うことは問題ないと判断していたとの説明があった。また、いずれの事例も当時の議会事務局も了承済みであるとの説明があった。議会事務局に確認したところ、「議会事務局として当時の担当

者を含めて確認したが、経過を確定させるには至らなかった。」との回答であった。
なお、2件目については既に自主返還済みである。

(2) 自己所有建物を賃借

議員が議員所有の建物全体を第三者である法人に賃貸し、当該建物の一部を法人から議員が再度賃借し、賃料を事務所費として計上している事例があった。政務活動費として受け取った賃料の全部又は一部を建物所有者である議員本人が受領している結果となり、実費弁償の観点から問題がある。【真正議員団 H23～H25】

なお、本支出は既に自主返還済みである。

(3) 自宅事務所賃料の計上で按分が不明確なもの

ア 自宅事務所の賃料について、平成 23 年度は 150 m²の自宅事務所(借家)の賃料を、平成 24 年 5 月以降は転居先の 89.37 m²の自宅事務所(借家)の賃料をいずれも按分率 36%として計上していた事例があった。計上時点の添付資料である事務所届には、按分率の根拠は「完全に事務所として独立しているスペース。調査研究に使用する目的にて設置」と記載されている。

運用細目によると、自宅事務所の賃料は原則として計上不可とされている。

自宅事務所の賃料が例外的に許容される場合を定めたものが運用細目及びマニュアルにはない。自宅事務所の賃料計上が許容されるためには、按分率についての合理的な説明が求められると考えるが、計上時点の説明では上記按分率の説明が合理的な計算方法を示したものとはいえない。よって、運用細目の趣旨から不適切な支出であるとする。会派による質問の結果、議会事務局と相談の上、面積按分を行ったとの説明があった。議会事務局に確認したところ、「議会事務局として当時の担当者を含めて確認したが、経過を確定させるには至らなかった。」との回答であった。

なお、本支出は既に自主返還済みである。【桔梗の会 H23～H25・みらいフォーラム H25】

イ また、自宅事務所の賃料について平成 23 年度は按分率 1/3 で計上し、平成 24 年 4 月から 7 月までを按分率 1/2 で計上していた事例があった。事務所届に按分率の根拠が記載されていなかった。

上記アと同様運用細目の趣旨から不適切な支出とする。会派への質問に対する回答によると、使用実態から面積按分により算出した。翌年度は相談者も多くなり使用面積も増えたため 1/3 から 1/2 に変更した。その際議会事務局にも相談したとのことであった。議会事務局に確認したところ、「議会事務局として当時の担当者を含めて確認したが、経過を確定させるには至らなかった。」との回答であった。【自民党清新会 H23～H24】

(4) マニュアルで定める按分上限額を超える計上

運用細目及びマニュアルでは、「相談者来客用の駐車場代を充当する場合については、必ず 5 割を上限として按分した額を充当する。」と明記されている。

しかし、実際には、5割を超えて計上している事例が以下のとおり認められた。マニュアル上、「5割を上限」としており、少なくとも5割を超えた部分については、マニュアル違反ということになる。(なお、5割であれば許容されるという趣旨ではない。)【真正議員団 H23・自民党清新会 H24～H25・自由民主党正清の会 H23～H24】

(単位：円)

年度	政務活動費 計上額	5割を超える 金額	自主返還額	差引
平成23年度	224,400	112,200	79,200	33,000
平成24年度	111,600	51,800	78,300	△ 26,500
平成25年度	90,000	40,000	13,500	26,500
合計	426,000	204,000	171,000	33,000

(5) 賃料の按分の必要のあったもの(政治資金収支報告書との二重計上)

事務所の賃料を事務所費として計上し、一方では、政治資金管理団体からの支出として政治資金収支報告書にも記載されていた。すなわち、一つの経費が政務活動に関する経費としても政治資金管理団体の経費としても二重に計上されていた。

その後の会派の議員の説明によると、当該事務所の利用実態は政務活動とそれ以外の活動と半分の割合であり、全額政務活動費として計上するのが適当でなかったため、50%を政務活動費として計上する旨の訂正を行い、既に半額を自主返還したとのことであった。また、当該事務所を政治資金管理団体は利用しておらず、政治資金収支報告書の記載に誤りがあるため訂正を行ったとの説明があった。【自民党クラブ H24～H25・自民党刷新の会 H25・真正議員団 H23・自由民主党正清の会 H23～H24】

(6) 修繕費の計上

母親が賃貸人である賃貸借契約において、建物修繕代 3,150,000 円を 8 年間で償還するものとして 1 か月 35,000 円が賃料に加えて支払われていた(3 年間で 1,260,000 円)。賃貸借契約書には、「賃料、共益費」の条項余白欄にただし書きとして、手書きで「改修費(3,150,000 円)を 8 年償還分 35,000 円(1 か月)光熱水費(電気・水道)を含む」と記載されていた。

運用細目で使途の対象としない具体例として、「事務所(駐車場を含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模修繕は除く。)」と明記されている。高額な修繕費を賃料として支払うのは運用細目に反し不適切な計上である。

なお、本支出については既に自主返還されている。【真正議員団 H23～H25】

また、自宅事務所改修工事代として 110,000 円を計上されていた事例が見受けられた。運用細目にて許容される事務所の維持に必要な小規模修繕の範囲を

超える可能性があるが、既に自主返還されている。【民主東大阪議員団 H24】

(7) 賃料の過大計上

平成 24 年 8 月に事務所の賃貸借契約を賃料月額 45,000 円として契約し、平成 25 年 11 月分から月額 35,000 円に月額 1 万円値下げされたが、政務活動費としては引き続き月額 45,000 円の計上を行っていた事例があった。会派の議員の説明では、月額 45,000 円が月額 35,000 円に変更された事実を当該議員の事務員へ伝達できていなかったため、月額 45,000 円を計上していたとのことであった。なお、本支出については既に自主返還されている。【自民党清新会 H25】

(8) 賃料の二重計上

平成 25 年 4 月分、5 月分の賃料を平成 24 年度に計上した上で、さらに平成 25 年度にも一括して 13 か月分（平成 25 年 4 月～平成 26 年 4 月）の賃料を計上したため、平成 25 年 4 月分、5 月分の 2 か月分の賃料 81,000 円が二重計上となっている。会派の議員の説明によると、事務的な計算誤りということであった。【自民党清新会 H25】

第 4 その他の経費

1 その他の経費の定義

(1) 条例第 4 条別表

上記以外の経費で会派が行う活動に必要な経費

(2) 運用細目

ア 日常活動費

日常的に政務活動を行う経費で、かつ、主として按分を要する経費

イ 事務費

政務活動に係る事務遂行に必要な経費

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

ア 日常活動費

- ・日常的に政務活動を行うための会議経費
- ・日常的に政務活動を行うための燃料費（按分したものに限る。）
- ・日常的に政務活動を行うためのインターネットプロバイダ接続料・固定電話料・携帯電話料（按分したものに限る。）

イ 事務費

- ・事務機器及び消耗品（フィルム、フロッピー、文具用品等）の購入費
- ・事務機器の購入は、議員 1 人につき 1 台を基本とする。なお、パソコン・カメラ等の事務機器にあつては、4 年の経過を目安に、買い替えを認めるものとする。（ただし、故障・破損等により使用に耐えなくなった場合には、その旨を明確にすれば、期間内であっても買い替えを認めるものとする。）
- ・日常的に政務活動を行うためのインターネットプロバイダ接続料・固定電

話料・携帯電話料（按分したものに限る。）

- ・会派所属議員数を超えて購入する会派控室設置用のパソコンの購入費（ただし、その必要性を説明できる場合に限る。）
- ・事務機器の修理費用、廃棄費用

(2) 用途の対象としない具体例

ア 日常活動費

- ・自動車の購入経費（リース料を含む）
- ・携帯電話の機器購入費
- ・名刺作成費用

イ 事務費

- ・政務活動を行うための環境整備費（カーテン、ブラインド、カーペット等。）
- ・衣服、個人用の備品・消耗品等の購入費
- ・事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品
- ・事務所に設置する美術工芸家具などの高級な備品

(3) 按分の採用

政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 平成 25 年度その他の経費支出の傾向

- (1) 政務活動費全会派合計支出額 96,320,807 円のところ、「その他の経費」の支出額は 15,109,991 円であり、全支出額の 15.7%を占め、4 番目に大きい請求額の項目である。
- (2) その他の経費支出の割合が高い会派

「その他の経費」の支出を計上しているのは全 15 会派中 14 会派で、各会派の全支出額に対する「その他の経費」の割合が高い会派は、以下のとおりである。

緑風会	79.1%
豊じょうの会	34.4%
みらいの会	26.7%
公明党	22.7%

※割合の算出方法：各会派の「その他の経費」÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

「その他の経費」の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	167	647,473	250	805,421	246	895,746	663	2,348,640
みらいフォーラム	—	—	—	—	18	118,180	18	118,180
自 民 党 ク ラ ブ	2	10,240	17	271,391	30	181,591	49	463,222
自 由 民 主 党	4	91,700	15	332,960	0	0	19	424,660
民主東大阪議員団	26	73,987	74	271,006	61	249,091	161	594,084
自 民 党 刷 新 の 会	—	—	—	—	2	2,897	2	2,897
真 正 議 員 団	55	716,248	93	206,293	6	151,886	154	1,074,427
自 民 党 清 新 会	6	19,776	40	298,694	14	50,322	60	368,792
緑 風 会	77	663,830	134	1,747,501	171	1,767,935	382	4,179,266
維 新 の 会 東 大 阪	18	10,560	—	—	—	—	18	10,560
自由民主党正清の会	3	24,163	1	5,000	—	—	4	29,163
東 大 阪 発 祥 の 会	1	26,580	43	331,034	9	31,490	53	389,104
豊 じ ょ う の 会	—	—	—	—	13	102,009	13	102,009
桔 梗 の 会	0	0	1	60,000	0	0	1	60,000
み ら い の 会	0	0	7	7,700	14	107,380	21	115,080
民主リベラル荊政会	14	54,577	—	—	—	—	14	54,577
合 計	373	2,339,134	675	4,337,000	584	3,658,527	1,632	10,334,661

自主的な返還額の主なものは、飲食代が約 520 万円、ガソリン代及び携帯電話料金の按分率を見直した差額が約 250 万円、タクシー代の返還が約 120 万円である。

5 全体的な問題点

(1) その他の経費のあり方

運用細目では項目として研究研修費、調査費など具体的な 10 項目が定められるとともに、第 11 項目として、「その他の経費」が設けられ、「上記以外で会派が行う活動に必要な経費」と定義されている。運用細目において項目が「その

他の経費」以外に 10 項目と詳細に区分されている趣旨からすると、本来政務活動費を支出する際にはまず、研究研修費、調査費、広聴費等の各項目への割り振りを行い、10 項目では割り振ることができないときに「その他の経費」に計上することになるはずである。

しかし、本市においては平成 25 年度の「その他の経費」が全支出額の 15.7% を占め 4 番目に支出金額が大きい項目となっており、実態として安易に「その他の経費」に計上していた会派があると考えられる。

現状の運用細目・マニュアルでは項目ごとに詳細な使途基準が決められており、支出された行為を各項目に割り振って、その項目の中で使途として認められるか運用細目やマニュアルでチェックしていくことになる。

例えば、会議に関する費用を計上する場合には、会議の目的によって研究研修費、広聴費、会議費の各項目への計上が考えられる。これらの各項目で計上するためには、マニュアル上、項目ごとの書式に従った「活動記録簿」の作成、提出が義務付けられており、「活動記録簿」の内容を見れば、会議の日時、会議の名称、参加人数、目的が判明し、政務活動の内容、当該支出対象行為が政務活動と関連するかについて確認することができる。一方、「その他の経費」の場合には、「活動記録簿」の提出が義務付けられておらず、実際にも活動の実態の説明がされていない場合がほぼ全てであったため、政務活動の内容、当該支出対象行為が政務活動と関連するかについては不明確とならざるを得ない。

また、交通費についても、政務活動の内容により、研究研修費、調査費などの各項目において交通費の支出が認められている。交通費を各項目に割り振ることにより、交通費が、研究研修目的として使われたのか、それとも調査目的、会議費として使われたのか政務活動との関連性が明確になる。

以上から、「その他の経費」への安易な計上は好ましくない。

(2) 按分の問題

ア 日常活動費

日常活動費は主として按分を要する経費とされており、マニュアルには注意事項として経費の算出根拠を明確にするため、貼付した領収書の周辺に按分方法を記載しておくこととなっている。しかし、按分方法を記載している事例は非常に少なく、多くの事例は按分率の根拠が不明である。

イ 事務費

運用細目及びマニュアルにおいて、事務機器及び消耗品の購入に際しては政務活動以外の活動に係る経費と明確に区別するために合理的な方法で按分し、按分率の根拠を明確にしなければならないとされている。しかし、按分率が根拠不明の事例が多く、全額計上している場合にも根拠を明確にしている事例は少ない。

会派自らが按分率の根拠を明確にし、市民に対して十分な説明責任を果たす必要がある。

(3) 飲食代の問題

ア 多くの会派が会議経費としてレストラン、ホテル等での飲食代を計上している。

日常活動費として飲食代（レストラン、ホテルにおける食事、弁当代を含む。茶菓子代を除く。）の平成 23 年度から 25 年度までに計上された額は以下の表のとおりである。

イ マニュアル上、「その他の経費（日常活動費）」の項目では飲食代に関する記載はない。

しかし、夜間の時間帯のレストランにおける会議の会食費用を会議費用と計上することは、茶菓子程度のもの以外は通常は市民からの理解を得られないであろう。

次に昼間の時間帯の会議においては、会議における飲食代が一律に政務活動とは関連性がないとして不適切な支出とは断定できないが、昼食代については、一般的に日常生活の中で各自が負担していることをも考慮し、市民の税金により賄われている政務活動費の執行については、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、自らの配慮をもって行うべきである。

ウ なお、「その他の経費」の飲食代（茶菓子代を除く。）の自主返還額の合計は 12 会派 262 件 5,194,358 円である。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	支出額		自主返還額	
	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	21	367,000	20	347,800
みらいフォーラム	14	139,315	3	84,000
自 民 党 ク ラ ブ	53	507,047	31	418,302
自 由 民 主 党	105	1,039,954	16	357,340
民主東大阪議員団	8	99,000	8	99,000
真 正 議 員 団	39	784,287	14	378,530
自 民 党 清 新 会	99	467,463	33	292,635
緑 風 会	87	2,708,070	87	2,707,970
自由民主党正清の会	1	5,000	1	5,000
東大阪発祥の会	37	342,860	34	326,506
豊 じ ょ う の 会	7	80,275	7	80,275
み ら い の 会	8	97,000	8	97,000
合 計	479	6,637,271	262	5,194,358

6 個別の問題点

- (1) 飲食代の領収書について年月日の「年」を改ざんしたと確認されたものが10件あった。会派の元議員に確認したところ、領収日の年月日に改ざんの痕跡があるという外形的な事実を認めるものの具体的内容を示す資料及び元議員の記憶が残っていないということで明確な回答を得られなかった。なお、飲食代については計算上の差異と思われる100円を除き全額自主返還されている。【緑風会 H24】
- (2) 領収書のあて名が後援会名のシートカットラベル購入代金を計上している事例があった。その後自主返還の際に按分率を50%にして差額の50%の返還を行っている。【真正議員団 H23】
- (3) ガソリン代のクレジット領収書のあて先に別人の氏名が記入されている事

例があった。全額自主返還されている。また、別の議員もガソリン代のクレジット領収書のあて先に別人の氏名が記入されているものを計上している。いずれも議員本人が使用しているガソリン代であるとの説明であった。【公明党 H23～H25・自由民主党 H23】

- (4) 自動車で遠隔地へ行った際の長距離区間の通行料について計上しているが、政務活動との関連性が説明できない事例があった。【豊じょうの会 H25】
- (5) 日常活動費として自動車の修理費用を全額計上しているが、全額政務活動として請求できるか疑問を抱く事例があった。なお、この支出に関しては全額自主返還されている。【民主東大阪議員団 H25】
- (6) 会議経費として計上しているが、ホームセンター等発行の領収書の記載内容からは購入した物品の詳細がわからない事例が複数あった。【みらいフォーラム H25・自由民主党 H23～H25・自民党清新会 H24・東大阪発祥の会 H25・豊じょうの会 H25】
- (7) マニュアルにおいては、「パソコン・カメラ等の事務機器にあつては、4年の経過を目安に、買い替えを認めるものとする。(ただし、故障・破損等により使用に耐えなくなった場合には、その旨を明確にすれば、期間内であっても買い替えを認めるものとする。)」とあるため、4年以内に買い替えを行う場合には交換の理由を明示するべきところ、2年連続してデジタルカメラやパソコンを購入しながら購入理由について明確にされていない事例があった。このうち一部が自主返還されている。【公明党 H23～H24・自民党クラブ H24～H25】
- (8) 会計処理に関する事項
 - ア 駐車料金で会計帳簿の計上額より少額の領収書が添付されているものが見受けられた。
 - イ 切手代を二重計上しているものが見受けられた。【自民党清新会 H24】
 - ウ 平成23年11月分の電話料金を60%の按分率と全額の2回計上しているものが見受けられた。【桔梗の会 H23】

7 調査確認した事項

3年間に9党派が延べ54回利用し、「その他の経費」に49回(広報費4回、会議費1回)計上している特定のホテル(以下「甲ホテル」という。)の飲食について利用実態の確認を行った。領収書は54枚あるが、同じ会合の利用も複数見られた。【みらいフォーラム H25・自由民主党 H23・民主東大阪議員団 H24～H25・真正議員団 H23・自民党清新会 H24～H25・緑風会 H23～H25・東大阪発祥の会 H24・豊じょうの会 H25・みらいの会 H24～H25】

甲ホテルにおける事実確認とともに調票書類の確認を行ったところ以下の事実を確認した。

- (1) 領収書は議員の要望どおり作成を行っていた。ただし、実際の利用代金以上の領収書を発行することはない。
- (2) 参加人数が多い数回の集会については予約状況の確認の結果、特定の議

員が予約を行っている。

調票書類等調査の結果、実際の利用日と異なる日付の領収書を添付しているものが54件中30件（「その他の経費」28件、広聴費2件）、また、多くの領収書には利用人数が記載されているが、領収書に記載された利用人数が実際の甲ホテルにおける利用人数より多いものが54件中22件（「その他の経費」21件、広聴費1件）見受けられた。さらに、書類上飲酒の注文が確認されたものが54件中19件（その他の利用も宴会コースなどであり、飲酒された可能性は残る。）あるとともに、夜間の飲食も多く含まれていた。

この件について会合に参加している各会派から事実確認を行ったところ、大半の会派は代金をホテルに直接支払ったのではなく、会合の会計担当者（幹事等）に代金（会費）を支払い、引き換えに実際支払った金額が記載された領収書を受領したとのことであった。またその後政務活動費として請求する際に領収書の内容（日時・人数）までは詳しく見ずに会議経費として請求を行ったという趣旨の回答であった。参加人数の多い集会についてはある特定の議員による予約である事実が確認された。

以上のとおり、9会派の甲ホテルにおける会議費の請求において、開催日や参加人数が実際の利用実態とは異なる領収書が添付されており不適切な領収書の使用が認められる。また、ホテルでの高額な飲食代を政務活動に計上することは市民感覚から到底理解されない。

実際の利用人数と領収書に記載された利用人数が異なる理由は、マニュアルにおいて「政務活動として開催される識者を囲んでの広聴会に伴う食事代（1人につき3,000円を上限額とする。）」との記載があることから1人あたり3,000円までの食事代は政務活動費として計上できるという考えのもと、実際の利用人数にかかわらず、利用額（支払額）を3,000円で割った人数を領収書に記載するよう依頼していたことが考えられる。

なお、実際に支払った金額より多い金額の政務活動費の請求がされた事実は確認されていない。

54件の自主返還の状況は次頁の表のとおりである。

未返還の2件のうち1件は、実際利用された会合の日時と領収書の記載とが一致しているが、実際の利用人数より多い人数が領収書に記載されている。また、うち1件は、会合の日時、総額35,335円が一致しているが、政務活動費添付書類の参加人数と実際の参加人数が異なり、夜間の飲食となっている。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
みらいフォーラム	—	—	—	—	1	24,000	1	24,000
(うち自主返還額)	—	—	—	—	(1)	(24,000)	(1)	(24,000)
自由民主党	3	80,000	0	0	0	0	3	80,000
(うち自主返還額)	(3)	(80,000)					(3)	(80,000)
民主東大阪議員団	0	0	1	21,000	4	54,000	5	75,000
(うち自主返還額)			(1)	(21,000)	(4)	(54,000)	(5)	(75,000)
真正議員団	5	195,835	0	0	0	0	5	195,835
(うち自主返還額)	(3)	(124,500)					(3)	(124,500)
自民党清新会	0	0	3	35,000	1	12,000	4	47,000
(うち自主返還額)			(3)	(35,000)	(1)	(12,000)	(4)	(47,000)
緑 風 会	5	129,260	7	263,300	10	336,000	22	728,560
(うち自主返還額)	(5)	(129,260)	(7)	(263,300)	(10)	(336,000)	(22)	(728,560)
東大阪発祥の会	0	0	6	75,000	0	0	6	75,000
(うち自主返還額)			(6)	(75,000)			(6)	(75,000)
豊 じ ょ う の 会	—	—	—	—	1	12,000	1	12,000
(うち自主返還額)	—	—	—	—	(1)	(12,000)	(1)	(12,000)
み ら い の 会	0	0	4	57,000	3	36,000	7	93,000
(うち自主返還額)			(4)	(57,000)	(3)	(36,000)	(7)	(93,000)
合 計	13	405,095	21	263,300	20	336,000	54	1,330,395
(うち自主返還額合計)	(11)	(333,760)	(21)	(263,300)	(20)	(336,000)	(52)	(1,259,060)

第5 資料作成費

1 資料作成費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費

(2) 運用細目

会派が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

当該資料の印刷製本費・翻訳料

(2) 按分の採用

政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 平成 25 年度資料作成費支出の傾向

(1) 政務活動費全会派合計支出額 96,320,807 円のところ、資料作成費の支出額は 11,068,021 円であり、全支出額の 11.5%を占めている。

(2) 資料作成費支出の割合が高い会派

資料作成費の支出を計上しているのは全 15 会派中 6 会派で、各会派の全支出額に対する資料作成費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

日本共産党	35.4%
みらいフォーラム	20.0%
公明党	12.4%

※割合の算出方法：各会派の資料作成費÷各会派の全支出額×100

4 全体的な問題点

(1) 支出の主な内容は、パソコン購入費、紙折機の購入費、印刷機リース代、資料の印刷代、コピー用紙購入代、写真現像（プリント）代などである。

「政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。」とマニュアルに定められているが、按分の必要性について書類上判断することは困難である。

(2) 資料作成費は会派が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費として印刷製本代が認められているが、現物等の添付は求められていない。

ところで「市政報告作成」として資料作成費に計上しているものが見受けられた。市政報告作成に要した経費ならば広報費に計上すべきものと考えられるため、該当項目を十分精査したうえで計上する必要があると考える。

(3) 広報費では、「広報紙・報告書の配布を委託する場合は、必ず委託契約書を作成し、「領収書貼付用紙」とともに添付すること。」とマニュアルに定められている。

資料作成費については、そのような定めがないことから、「企画・資料作成委託料」、「冊子構成委託料」を計上している会派が見られたが、委託契約書の添付はなかった。その内容を明らかにするため、項目・目的にかかわらず、委託料に関しては委託契約書の添付が必要ではないかと考える。

第 6 研究研修費

1 研究研修費の定義

(1) 条例第 4 条別表

会派が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は会派が公共団体その他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費

(2) 運用細目

会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等）

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

- ・会場借上費、講師謝礼
- ・研究会・研修会・フォーラムの出席者負担金、会費、参加費、旅費（燃料費含む。）
- ・弁護士相談費用（報告書の提出により、政務活動であることを証明すること。）
- ・大学院での授業料（報告書の提出により、政務活動であることを証明すること。）

(2) 使途の対象としない具体例

- ・「励ます会」等パーティー参加費
- ・カンパ、賛助金等
- ・議員の経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体の会費（参加している会合の参加費。）
- ・議員や会派間での懇親を目的とした会合に要する経費
- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用（広聴費に同じ。）
- ・飲酒を伴う会合に要する経費（政務活動の一環として開催されるものでも不可。）
- ・社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費
- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等
- ・議会内の親睦団体の会費
- ・他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費
- ・宗教団体の会費
- ・意見交換を伴わない会合の会費
- ・あいさつやテープカットだけの会合への出席経費（出初式等のあいさつだけの経費、起工式、竣工式等への出席。）
- ・年会費（維持費・賛助費を含む。）
- ・電子マネーとして利用できるカードに係る経費
- ・私的な旅行
- ・政務活動以外の法律相談に係る弁護士費用
- ・政党活動に伴う支出

(3) 旅費の計算方法

旅費（燃料費含む。）に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限とする。（ただし、指定都市については1泊20,000円を上限とする。）

なお、「鉄道等の交通費については、東大阪市旅費支給条例を参考に金額を算出する。」とマニュアルに定められている。

(4) 按分の採用

政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 平成25年度研究研修費支出の傾向

(1) 政務活動費全会派合計支出額

政務活動費全会派合計支出額96,320,807円のところ、研究研修費の支出額は9,357,869円であり、全支出額の9.7%を占めている。

(2) 研究研修費支出の割合が高い会派

研究研修費を計上しているのは全15会派中11会派で、各会派の全支出額に対する研究研修費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

さわやかな風 39.4%

日本共産党 35.1%

民主東大阪議員団 15.5%

※割合の算出方法：各会派の研究研修費÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

研究研修費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
公明党	2	11,000	2	15,000	7	10,500	11	36,500
自民党クラブ	2	20,000	0	0	0	0	2	20,000
自由民主党	2	18,000	2	13,500	0	0	4	31,500
民主東大阪議員団	2	12,000	5	27,000	5	35,000	12	74,000
緑風会	0	0	0	0	1	10,000	1	10,000
桔梗の会	2	12,000	5	21,000	4	41,000	11	74,000
合計	10	73,000	14	76,500	17	96,500	41	246,000

自主的な返還額41件のうち、主なものはセミナーや新年互礼会等の会費及び参加費27件、飲食代2件である。

5 全体的な問題点

施行規程によると、会計帳簿、領収書貼付用紙と併せて研究研修費活動記録簿を作成し提出することとなっているが、活動記録簿が提出されていないものが多数見受けられた。

活動記録簿の提出がないため、活動の目的やその内容等が不明であることから、必要性、妥当性の原則に反し、説明責任が果たされていない。

活動記録簿の提出されていない会派と金額は以下のとおりである。

・公明党	35 件	143,000 円
・日本共産党	14 件	5,447,039 円
・自由民主党	31 件	177,900 円
・民主東大阪議員団	4 件	1,500,000 円
・自民党清新会	3 件	3,000 円
・さわやかな風	15 件	2,526,000 円
・緑風会	3 件	35,000 円
・豊じょうの会	1 件	5,000 円
・桔梗の会	33 件	581,800 円
・みらいの会	3 件	17,000 円
・民主さわやかな風	5 件	870,500 円
・さきがけ	19 件	155,540 円
合計	166 件	11,461,779 円

6 個別の問題点

(1) 活動記録簿の記載について

活動記録簿の提出があったものの中に以下のとおりの問題点があった。様式の経費の内訳に記載する月日に誤りがあるもの、経費の内訳金額を合計した金額と支出合計欄に記載の金額が不一致のもの、活動記録簿に記載の金額と領収書の金額が不一致のもの、経理責任者の押印及び曜日の記載漏れのもの、日付の記載誤りのもの、添付されている領収書の金額が記載されていないもの、「領収書なし」の表示がないもの、相手方記入なしのもの、参加者名記入漏れ、領収書内容の記入漏れのものが見受けられた。【公明党 H23～H25・日本共産党 H23～H25・民主東大阪議員団 H25・自民党清新会 H23】

(2) 領収書の記載等について

マニュアルには、原則として領収書の原本を添付することとなっているが、その領収書にあて名・ただし書き・日付の記載・押印漏れのもの、日付の記載誤りがあるもの、あて名が記載漏れでコピーのもの、押印漏れでコピーではないが領収者が作成した領収書か判断しづらいもの等不備なもの、領収書として入場チケットが添付されているが入場チケットでは金額がわからないものが見受けられた。

この領収書の不備については、証拠主義・透明性の原則に反するものである。

【公明党 H23～H25・日本共産党 H23～H24・自民党クラブ H23、H25・自由民主党 H23～H25・民主東大阪議員団 H23～H25・自民党清新会 H23～H25・さわやかな風 H23～H25・桔梗の会 H23～H25・みらいの会 H23・民主さわやかな風 H23・さきがけ H23】

(3) 支出内容について

ア 会費等の支払い

マニュアルには、研究研修費での使途の対象とならないものとして、「年会費（維持費・賛助費を含む。）」「カンパ、賛助金等」「個人の立場で加入している団体などに対する会費等」、政務活動費での支出が不適当な経費として、「政治資金パーティーへの出席経費」「祝賀会出席の経費」「親睦を目的とする会合の経費」があげられている。

領収書等の記載内容によると、以下のとおり、団体の年会費、政治資金パーティーへの出席経費、親睦団体の名称から個人の立場で加入している団体などに対する会費と思われるもの等、使途の対象とならないと考えられるものが複数あった。

もともと、会派への質問に対する回答では、上記会合の中でも、実質的には政務活動に関係する内容であったので計上したという意見も出された。【公明党 H23～H25・自民党クラブ H25・自由民主党 H23～H24・民主東大阪議員団 H25・自民党清新会 H23～H25・さわやかな風 H25・桔梗の会 H24～H25・民主さわやかな風 H23】

- ・「サマーコンサート2次会」と飲食を伴う会費の支出と思われるもの（自主返還済み）
- ・授賞記念式典会費（自主返還済み）
- ・東日本大震災復興支援パーティー参加費（自主返還済み）
- ・政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティー代金
- ・交流会と考えられる会議の参加費用
- ・講演会会費でⅠ部が記念講演、Ⅱ部が懇親パーティーとなっているもの（自主返還済み）
- ・新年互礼会会費を講演・勉強会費として計上しているもの（自主返還済み）
- ・講演・勉強会費用として計上している総会等の年間分の支払いで、添付の資料では飲酒を伴う懇親会の費用も含まれていると思われるもの
- ・政党活動に伴う支出と疑われる支払い
領収者が「○党大阪府参議院選挙区第○支部」で、ただし書きに「～セミナー会費として領収」と記載のあるもの

イ 支払内容が不明確であるもの

活動記録簿は、研究研修活動に係るものであることを明白にするためのものであるが、活動記録簿が作成されていてもその内容が不明確なものや、活動記録簿自体作成されておらず領収書が添付されているが、領収書の記載からは支

払内容の詳細が明確とはいえない事例が複数見受けられた。後に、一部自主的に返還されている。【公明党 H23～H25・日本共産党 H24・自民党クラブ H23・自由民主党 H23～H24・民主東大阪議員団 H23～H25・自民党清新会 H23～H25・さわやかな風 H23～H25・桔梗の会 H23、H25・民主さわやかな風 H23・さきがけ H23】

(4) 活動記録簿の記載金額の誤り

活動記録簿の経費の内訳を合計した金額は 37,200 円であり、支出合計欄に記載している額である 39,860 円と 2,660 円の差額が生じているものがあつた。この件について、会派への質問に対する回答では、内訳に記載誤りがあり合計金額は 38,820 円で差額は 1,040 円であるとの報告があつた。【公明党 H25】

第7 資料購入費

1 資料購入費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

(2) 運用細目

会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

2 運用細目の基準

(1) 用途の対象とする具体例

- ・書籍、図書、資料等の購入費
- ・新聞雑誌購読料

(2) 用途の対象としない具体例

- ・政務活動と関連のない書籍、新聞など
- ・会派所属議員数を超える同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入

3 平成25年度資料購入費支出の傾向

(1) 政務活動費全会派合計支出額 96,320,807 円のところ、資料購入費の支出額は 3,736,460 円であり、全支出額の 3.9%を占めている。

(2) 資料購入費支出の割合が高い会派

資料購入費の支出を計上しているのは全 15 会派全ての会派で、各会派の全支出額に対する資料購入費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

公明党	7.1%
さわやかな風	6.1%
みらいの会	5.6%

※割合の算出方法：各会派の資料購入費÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

資料購入費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	0	0	2	9,105	1	1,800	3	10,905
自 民 党 ク ラ ブ	0	0	0	0	1	3,925	1	3,925
真 正 議 員 団	1	1,076	1	2,258	0	0	2	3,334
自 民 党 清 新 会	0	0	1	100	0	0	1	100
合 計	1	1,076	4	11,463	2	5,725	7	18,264

自主的な返還額7件については、書籍代及び新聞購読料である。

5 全体的な問題点

各会派が支出しているが、支出の主な内容は、新聞購読料、月刊誌などである。

マニュアルの注意事項として、「購入した図書や資料等については、その名称を明確にすること。万一、領収書だけで名称が明らかとならないときは、貼付した領収書の周辺に記載しておくこと。」と定められているが、購入した図書や資料等が明らかにされていないものが多数見受けられた。

政務活動費で購入できる図書の範囲については、幅広く認められるとはいえ、その必要性について市民から疑問を抱かれることがないよう、購入した図書や資料等の名称を明確にしておく必要がある。

購入資料等で名称の記載がなかった状況は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	合 計
件 数	81	61	55	197
金 額	220,982	65,155	52,965	339,102

6 個別の問題点

(1) 会計帳簿に関する事項

領収書貼付用紙には月刊誌「11月号&12月号 800×2」と記載し、1,600円の領収書を添付のうえ、1,600円を計上しているが、11月号については既に支払済みであり、二重計上されていたもの。【公明党 H23】

(2) 領収書に関する事項

ア 新聞購読料を支払っているが、市販の領収書に手書きで作成されており、業者の押印もないため、業者が作成したものではないと見受けられるもの。【公明党 H24・みらいの会 H25】

イ 領収者の作成ではないと思われる出金伝票を添付しているもの。

その他支払の事実は確認できるものの領収書あて名欄の名字以外が消去されているものや、領収書上部のあて名等の記載箇所が切り取られているものも確認された。【公明党 H23～H25】

(3) 領収書貼付用紙に関する事項

会計帳簿に計上の額よりも少額の領収書が添付されているもの。【公明党 H24・自民党クラブ H24】

第8 広聴費

1 広聴費の定義

(1) 条例第4条別表

会派が住民からの市政及び会派の政策等に関する要望、意見の聴取等を行うために要する経費

(2) 運用細目

会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見の聴取等を行うための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代、交通費、文書通信費等）

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

- ・会場借上費、印刷費
- ・コーヒー・茶菓子代等
- ・政務活動として開催される識者（国会・府会・他市議員を含む。）を囲んでの広聴会に伴う食事代（1人につき3,000円を上限額とする。）

(2) 使途の対象としない具体例

- ・酒宴と誤解を受ける会議
- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用（研究研修費に同じ。）
- ・市民への弁当・食事（茶菓子を除く。）の提供

(3) 按分の採用

按分の割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。按分する場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。

3 広聴費支出の傾向

(1) 平成25年度政務活動費全会派合計支出額96,320,807円のところ、広聴費の支出額は1,828,417円であり、全支出額の1.9%を占めている。

(2) 広聴費の支出の割合が高い会派

広聴費の支出は全15会派中6会派で、各会派の全支出額に対する広聴費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

さわやかな風	14.9%
公明党	4.7%
みらいフォーラム	4.2%

※割合の算出方法：各会派の広報費÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

広聴費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	23	159,976	58	489,451	22	151,056	103	800,483
みらいフォーラム	—	—	—	—	5	27,000	5	27,000
自 民 党 ク ラ ブ	0	0	0	0	2	8,770	2	8,770
桔 梗 の 会	1	1,000	0	0	0	0	1	1,000
み ら い の 会	0	0	4	57,000	0	0	4	57,000
合 計	24	160,976	62	546,451	29	186,826	115	894,253

自主的な返還額 115 件のうち、主なものは食事代（茶菓子代を含む。）102 件 824,253 円で、広聴費返還額の 92.2%を占めている。

5 主な問題点

(1) 活動記録簿について

施行規程によると、会計帳簿、領収書貼付用紙と併せて広聴費活動記録簿を作成し提出することとなっている。

しかしながら、活動記録簿が提出されていないものが 787 件中 298 件見受けられた。活動記録簿を提出していない会派と金額は以下のとおりである。

・公明党	282 件	1,851,303 円
・みらいフォーラム	5 件	168,000 円
・桔梗の会	2 件	6,000 円
・みらいの会	4 件	57,000 円
・さきがけ	5 件	9,394 円
合計	298 件	2,091,697 円

広聴費では、その内容が政務活動として必要性・妥当性があるか判断するため、マニュアルにより活動記録簿の提出が義務付けられている。

にもかかわらず、活動記録簿が提出されていない支出は政務活動であるかどうかの客観的な判断ができず、市民に対し説明責任を果たされているとはいえない。

また、活動記録簿には活動記録を行った日時、会議名称、開催場所、参加人数、目的・内容及び当該政務活動に要した経費を記載する必要があるが、提出されていた活動記録簿について、経理責任者の氏名や押印、その他各項目の記入が漏れているものが多数見受けられた。

さらに、政務活動に要した経費については、マニュアルの参考記入例によると、支出明細欄には「茶（ペットボトル）×30本」など具体的に記入することとなっているが、「茶菓子代」「飲食代」など具体性に欠くものがほとんどであった。

(2) 食事代の支出について

食事代については、酒宴と誤解を受ける会議、市民への弁当・食事（茶菓子代を除く。）の提供は使途の対象にならないものと運用細目に定められているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

ア 酒宴であると疑われるもの

貼付の領収書（レシート）に「生ビール」の記載があるものが見受けられた。

なお、この支出は全額が自主返還されている。【公明党 H23】

また、活動記録簿に記載された会議等の時間帯が夕刻以降であるなか、「地鳥炭火焼」、「〇〇鮓」、「〇〇寿司」等と記載された領収書が複数見受けられた。酒宴であるのではと疑念を抱くものである。

なお、活動記録簿において夕刻以降の会議と確認された 75 件のうち、41 件が自主返還されている。

イ 食事代が 1 人につき上限 3,000 円を超えているもの

運用細目において、識者を囲んでの広聴会に伴う食事代については、1 人 3,000 円を上限とし使途の対象とすると具体例としてあげられているが、食事代が 1 人につき上限 3,000 円を超えているものが 2 件見受けられた。

なお、この支出に関しては全て自主返還されている。【公明党 H24】

ウ 市政報告会で弁当代を支出しているもの

市民が参加していると考えられる市政報告会に出した弁当の代金を計上している事例があった。

運用細目・マニュアルにおいて、市民への弁当・食事（茶菓子代を除く。）の提供は使途の対象とならないものとされている。一方、マニュアルには「識者を囲んでの広聴会に伴う食事代（1 人につき 3,000 円を上限とする。）」は許容されるとし、弁当代の政務調査費としての支出を許容した裁判例も紹介されている。

この件について会派に意見を求めたところ、マニュアルにおいて認められるとの解釈のもと、会派において支出したとの回答があった。

識者が参加しているかどうかで市民への弁当・食事の提供が禁止されたり許容されたりすると解釈することは困難ではないかと考える。

そもそも市政報告会において支出された弁当代を政務活動として支出するこ

とが市民感覚から疑問を持つ市民も多いと考えられ、その点を意識する必要がある。【さわやかな風 H24～H25】

(3) 市政報告及び意見交換会の後援会との按分の必要性について

市政報告及び意見交換会を目的とする広聴会の会場費の領収書等のあて名が後援会となっているものが見受けられた。後援会主催の会議については政務活動費での支出は不適切であるとマニュアルに定められている。仮に後援会主催ではなく後援会と合同で行った場合であったとしても、少なくとも按分を行う必要性があったと考える。

この件について当会派に回答を求めたところ、普段から後援会で当該会場を使用しており、誤って後援会が使用する場合と同じように手続を行ってしまったため領収書に後援会の名が記載されてしまったが、担当の認識不足によるものであり、この報告会については後援会活動を行っていないとの説明があった。【自由民主党 H23】

(4) 会計帳簿及び領収書等の形式について

会計帳簿と領収書及び領収書貼付用紙を確認した結果、会計帳簿について日付の記載が誤っているものが複数見受けられた。また、領収書について、日付やあて名の記載漏れが多数見受けられた。

第9 調査旅費・調査費

1 調査旅費・調査費の定義

(1) 地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日法律第72号、平成25年3月1日施行）により地方自治法が改正されたことに伴い、条例で経費の区分が定められ「調査旅費」から「調査費」に変更された項目である。

調査旅費については、東大阪市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第4条別表で「会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）」と定められている。

調査費については、条例第4条別表で「会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費又は会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査、現地調査等に要する経費」と定められ、使途範囲が広がった。

(2) 運用細目

「調査旅費」 会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）

「調査費」 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費又は会派が行う政務活動のために必要な先進地調査、現地調査等に要する経費（調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等）

2 運用細目の基準

(1) 使途の対象とする具体例

- 「調査旅費」 ・他都市視察旅費(燃料費含む。)
「調査費」 ・市の事務等に関する調査委託費
・他都市視察旅費(燃料費含む。)

(2) 使途の対象としない具体例

私的な旅行

(3) 旅費の計算方法

旅費(燃料費含む。)に係る費用は、実費弁償とする。

なお、宿泊費については1泊15,000円を上限とする。(ただし、指定都市については1泊20,000円を上限とする。)

3 平成25年度調査費支出の傾向

(1) 政務活動費全会派合計支出額96,320,807円のところ、調査費の支出額は399,972円であり、全支出額の0.4%を占めている。

(2) 調査費支出の割合が高い会派

調査費を計上しているのは全15会派中7会派で、各会派の全支出額に対する調査費の割合が高い会派は、以下のとおりである。

- 自民党クラブ 1.7%
民主東大阪議員団 1.2%
さわやかな風 1.2%

※割合の算出方法：各会派の調査費÷各会派の全支出額×100

4 自主的な返還額

調査旅費・調査費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
公 明 党	0	0	5	252,980	1	2,020	6	255,000
自 民 党 ク ラ ブ	0	0	0	0	1	150,372	1	150,372
維 新 の 会 東 大 阪	2	1,600	—	—	—	—	2	1,600
合 計	2	1,600	5	252,980	2	152,392	9	406,972

自主的な返還額9件の主なものは、旅費の二重計上及び海外視察経費である。

5 全体的な問題点

(1) 活動記録簿の作成状況について

前述の運用細目に定められた活動を行った場合、その目的・内容、相手方、場所、活動に要した経費等を記載した調査費活動記録簿を作成し、政務活動の状況を明らかにしておかなければならないが、活動記録簿を提出せず、領収書

等を貼付した領収書貼付用紙のみを提出しているものが多数見られた。

活動記録簿がないため、活動の目的やその内容等が不明であることから、必要性、妥当性の原則に反し、説明責任が果たされていない。

活動記録簿の提出されていない会派と金額は以下のとおりである。

・公明党	4件	62,020円
・日本共産党	1件	41,800円
・みらいフォーラム	1件	1,800円
・真正議員団	1件	51,600円
・自民党清新会	1件	4,220円
・さわやかな風	2件	3,080円
・維新の会東大阪	5件	53,420円
・桔梗の会	6件	145,330円
・さきがけ	21件	19,480円
合計	42件	382,750円

(2) 活動記録簿の様式について

現在の活動記録簿の様式は、「目的・内容」の記入項目は設けられているが、調査後の活動内容を記入する項目はない。

事後における活動内容の報告義務はないが、公費である政務活動費を支出しており、視察後の活動内容の記録は、調査活動の有効性の立証にも寄与するものと考えられることから、会派の調査研究活動の自由が妨げられない範囲で記載することも検討に値すると考える。

6 費用弁償と調査費について

議員の公務のための出張費は議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に基づき、旅費支給条例の定めるところにより支給されている。

また、政務活動費に伴う旅費については、実費弁償とし宿泊料及び食卓料については、上限1泊15,000円（指定都市については20,000円）とし、鉄道等の交通費については、旅費支給条例を参考に金額を算出することになっている。

公務に係る費用弁償と政務活動に係る調査費に重複がないかを調査したところ、以下の二重計上が見られた。

- (1) 東京への6名分の調査旅費248,400円を政務調査費として計上しているが、同じ日程の6名分の東京出張費用304,140円が公費で支出されているもの。（自主返還済み）【公明党 H24】
- (2) 東京でのタクシー料金980円を政務活動費で計上しているが、乗車日の前日から2日間常任委員会視察として50,340円が公費で支出されているもの。（自主返還済み）【公明党 H25】
- (3) 東京への調査旅費26,480円を政務調査費として計上しているが、同日の東京出張費用26,960円が公費で支出されているもの。【桔梗の会 H23】
- (4) このほか、長距離の公務出張の場合において、公費である費用弁償の計算は

市役所所在地の最寄り駅である「荒本駅」を起点として全行程の旅費が計算されているにもかかわらず、別途東大阪市内から長距離列車の乗車駅(例えば新大阪駅)までの交通費を政務活動費で支出しているものが8件(6,940円)見られた。

会派からの説明によると、行程表や旅券が新大阪発となっているため公費弁償の起点が「荒本駅」ではなく「新大阪駅」からであると認識し、最寄りの駅から新大阪駅までの運賃を調査旅費として請求できるものと判断したとの説明を受けた。(一部自主返還済み)【公明党 H23～H25】

7 個別の問題点

- (1) 東日本大震災の約2か月後に北海道の市役所へ行政視察を予定していたが、「東日本大震災後の様々な状況により視察を急きょ取りやめた」ことから、旅行社へキャンセル料57,440円を支出している。

キャンセルの判断は会派の自主的な判断でありその是非を問うものではないが、視察予定先が北海道であることからすると公務上等のやむを得ない事由として政務活動費としての請求が許容される場合とはいい難いと考えます。【公明党 H23】

また、東京のホテルの宿泊料10,500円を政務調査費として計上しているが、会派からの説明によると、自己都合によりキャンセルしたものであり、公務上等のやむを得ない事由にはあたらないと考えます。【維新の会東大阪 H23】

- (2) 台湾へ「東大阪市と台中市の児童交流」の政務活動として150,372円の費用を支出している。

貼付の旅程案によると、一部に観光が含まれており、全額を政務活動経費に計上することは、市民の理解を得られず不適切と考えます。(自主返還済み)【自民党クラブ H25】

- (3) 東京消防庁及び参議院議員会館へ「防災対策に関すること、高齢者居住法改正に関すること」の内容で1泊2日での調査旅費を支出しているが、その宿泊費15,000円の領収書が活動記録簿で領収書なしで報告されている。

宿泊費の領収書は発行可能なものであり、政務調査費として請求するためには領収書の添付が必要である。【自由民主党 H23】

- (4) その他、活動記録簿では、経理責任者の氏名の記入漏れや押印漏れ8件、「相手方」「参加者」等の必要事項の記入漏れや記入誤りが18件見られた。

貼付された領収書においては、あて名やただし書きの記入漏れが8件見られた。【公明党 H23～H25・日本共産党 H25・自由民主党 H23・真正議員団 H23・さわやかな風 H25・桔梗の会 H23～H24】

第10 会議費

1 会議費の定義

- (1) 地方自治法の一部を改正する法律(平成24年9月5日法律第72号、平成25年3月1日施行)により地方自治法が改正されたことに伴い、条例で経費の区

分が定められ新たに設けられた項目である。

会議費については、条例第4条別表で「会派が各種の会議を開催するために要する経費又は公共的団体その他の団体が開催する各種の会議への参加に要する経費」と定めている。

(2) 運用細目

会派が各種の会議を開催するために要する経費又は会派が他の団体が開催する各種の会議への参加に要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）

2 運用細目の基準

(1) 用途の対象とする具体例

- ・会派が会議を開催する場合
会場借上費、資料印刷費、文書通信費 等
- ・会派が他の団体の会議に参加する場合
参加費、出席者負担金、交通費、旅費（燃料費含む。）、宿泊費 等

(2) 用途の対象としない具体例

- ・「励ます会」等パーティー参加費（研究研修費に同じ。）
- ・議員や会派間での懇親を目的とした会合に要する経費（研究研修費に同じ。）
- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用（研究研修費、広聴費に同じ。）
- ・社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費（研究研修費に同じ。）
- ・他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費（研究研修費に同じ。）
- ・意見交換を伴わない会合の会費（研究研修費に同じ。）
- ・酒宴と誤解を受ける会議（広聴費に同じ。）

(3) 旅費の計算方法

旅費（燃料費含む。）に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限とする。（ただし、指定都市については1泊20,000円を上限とする。）

3 会議費支出の傾向

平成25年度政務活動費全会派合計支出額96,320,807円のところ、会議費の支出額は189,136円であり、全支出額の0.2%を占めている。

会議費の支出を計上している会派は全15会派中、自民党クラブ及び自民党清新会の2会派である。

4 自主的な返還額

会議費の自主的な返還額は、以下のとおりである。

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
自 民 党 ク ラ ブ	—	—	0	0	2	26,000	2	26,000
自 民 党 清 新 会	—	—	0	0	6	39,000	6	39,000
合 計	—	—	0	0	8	65,000	8	65,000

5 全体的な問題点

会議費は、前述のとおり平成25年3月に設けられた経費で、支出している会派は2会派となっている。

本来、会議費用としてももう少し多くの金額が計上されるはずであるが、平成25年3月に設けられたことが周知されていなかったためか、長年の慣習からか、会議経費は「その他の経費」として計上されていることが多かった。

(1) 活動記録簿の作成状況について

会議費を執行した場合、施行規程第6条第3項第5号に定める「会議費活動記録簿」を作成し提出することになっているが、47件のうち1件が提出されていなかった。【自民党クラブ H25】

(2) 会議費の支出内容について

支出の内容については、上記2会派の合同の勉強会や意見交換会等に支出されており、その全てが食事代であった。

会議を開催又は会議への参加に要する経費として、会派議員の食事代が含まれるか否かについて、運用細目において明確に定められていない。

会議における食事代が許容されるかは、「その他の経費」の項目で述べたとおり、検討を要する問題である。

支出のうち、ホテルや飲食店での意見交換会や勉強会の開催時の食事代については自主返還されており、会派控室での総会や勉強会の食事代については返還対象とされていない。【自民党クラブ H24～H25・自民党清新会 H24～H25】

(3) その他

領収書のあて名の記載漏れが23件見られた。【自民党クラブ H25・自民党清新会 H25】

6 個別の問題点

(1) 会派総会の弁当代2,327円を会計帳簿に計上しているが、同日に同金額で再計上されており二重計上となっているもの。(領収書は、原本とコピーをそれぞれ貼付)【自民党クラブ H25】

(2) 実際に支出した食事代が12,000円であるにもかかわらず、会計帳簿に14,000円と計上したため、2,000円が過剰計上になっているもの。当該食事代は自主返還されているが、12,000円のみ返還されており、結果的に2,000円が未返還

の状態となっているもの。【自民党クラブ H25】

第 1 1 要請・陳情活動費

1 要請・陳情活動費の定義

(1) 条例第 4 条別表

会派が要請活動又は陳情活動を行うために要する経費

(2) 運用細目

会派が要請活動や陳情活動を行うために要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費（燃料費を含む。）、宿泊費等）

2 運用細目の基準

(1) 用途の対象とする具体例

国等に対して補助金等の要請や陳情を行う場合の交通費、旅費（燃料費を含む。）、宿泊費等

(2) 旅費の計算方法

旅費（燃料費を含む。）に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については 1 泊 15,000 円を上限額とする。（ただし、指定都市については 1 泊 20,000 円を上限額とする。）

3 要請・陳情活動費支出の傾向

(1) 平成 25 年度政務活動費全会派合計支出額 96,320,807 円のところ、要請・陳情活動費の支出額は 1,400 円である。

(2) 要請・陳情活動費の支出を行っている会派

要請・陳情活動費の支出を行っている会派は公明党のみである。

4 問題点の総括

第7「監査の着眼点」(2頁)において述べた「実費弁償の原則」を前提とする「必要性、妥当性の原則」「証拠主義の原則」「透明性の原則」の観点から問題点を総括する。

(1) 「実費弁償の原則」に反するもの

ア 二重計上

政務活動費は、公費や政治資金団体の会計とは別個のものであり、一つの支出行為を政務活動費と公費、あるいは政務活動費と政治活動団体の経費とを二重に計上することはあり得ない。

しかしながら、調査旅費(調査費)において公費(費用弁償)との二重計上が見られた。また、事務所費において政治資金収支報告書との二重計上が見られた。これらの事例については、会派からは単に事務的な誤りとの説明がなされたうえ、ほぼ既に自主返還されているが、本来起こるべきことではなく、今後十分な事前チェックが必要である。

さらに、複数の項目において、政務活動費の中で二重に計上されている事例も見受けられた。これらについては今回の監査がなければ表面化しなかったとも考えられる。事務的な誤りであったとしても、源泉は市民の税金である以上、単なる誤りでは片付けられないものであり、請求段階において会派が、執行段階において議会事務局が十分チェックする必要がある。

イ 不適切な支出先

事務所費の支出において、議員自身を賃貸人とし議員自身の所有建物の賃料を計上するという実費弁償の観点から問題がある事例があった。

また、他の項目では、領収書のあて名が他人名義となっているものなど会派又は議員名とは異なるあて名の領収書が見受けられた。これらについては、疑念をもたれる内容であり、公費を支出するうえで問題があると考えられる。

(2) 「必要性、妥当性の原則」に合致しないもの

ア 活動記録簿の添付がないもの

(ア) 研究研修費、調査費、広聴費、会議費では、その内容が政務活動としての必要性・妥当性があるか判断するため、マニュアルにより活動記録簿の提出が求められているが、提出されていないものが見受けられた。

平成23年度からの3か年において活動記録簿が提出されていない件数及び金額は507件13,938,146円となっている。活動記録簿が未提出の状況は、63頁の表のとおりである。

当該支出行為が政務活動か否かを執行段階で判断するために定められた活動記録簿の提出がないと、必要性、妥当性を判断できず、不適切な計上である。上記活動記録簿の提出がされていない507件の多くは正当な政務活動であると思われるが、会派が説明責任を果たさなければならない。

(イ) 活動記録簿の提出があったとしても、記載様式に従っていない記載も見受けられた。政務活動の内容をどこまで公にするかは、会派の自由な政務活動の保護の観点

から、会派の自主判断が尊重されるべきであるが、透明性及び説明責任の観点から、議会自らが活動記録簿の様式を定めている以上、様式に従った記載が必要である。

イ 飲食代の問題

(ア) 飲食代としての支出額

飲食代の中には会議に伴う弁当代やいわゆる茶菓子代等も含まれるが、今回の監査においては全件を詳細に分類して集計することは困難であったため、以下の条件で抽出を行った。

- ① 1人あたりの単価が1,000円を超えると判別できるものの会計帳簿の額
- ② 参加人数等が不明のため、単価が判別できない場合は会計帳簿の額
- ③ 茶菓子代と判断される内容のものは原則として除外

その結果、平成23年度から25年度に係る飲食代合計金額は、792件で8,811,975円となっている。飲食代の状況は、64頁の表のとおりである。

また、そのうち既に自主的に返還されている金額は、353件で6,022,995円(68.4%)となっている。

支出の内訳では、「その他の経費」での支出が最も多く、全体の75.3%を占め、その内容としては会議経費の名目で支出されたものが最も多い。

(イ) 自主ルールの拡大解釈

議会における自主ルールであるマニュアルでは、①酒宴と誤解を受ける会議に関する飲食代(広聴費、会議費)、飲酒を伴う会合に要する経費、社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲酒経費(以上、研究研修費)、②市民への弁当・食事(茶菓子を除く。)の提供(広聴費)、③識者を囲んで行う広聴会に伴う食事代については、1人3,000円を超える支出(広聴費)が、支出不適切とされている。

政務活動費において飲食代を支出することは、全てが政務活動と一切関連性がないとまでは考えられない。

一方、飲食は誰もが日常生活において行うものであり、私的な飲食と政務活動として支出が許容される飲食とを区別する必要がある。また、飲酒の会合は調査研究というより私的な懇親的な要素が強いと受け止められる。さらに、会派の議員は公職選挙法等の関連法規を遵守する立場である。そうすると、マニュアルで定めるように①飲酒を伴う会議、②市民への食事の提供、③高額な飲食代を要する政務活動費としての支出は、不適切であるといわざるを得ない。

議長の定める運用細目やマニュアルは、上記の視点を意識して作成されたものと考えられる。

実際には、複数の会派が会議経費として、ホテルやレストランでの飲食代を政務活動費として請求していた。中には飲酒を伴うものも見られた。また、レストランの飲食において、レストランの場所、回数、予想される参加人数から、「識者を囲んで行う広聴会」といえるか疑問を抱くものも多数見受けられた。

また、運用細目やマニュアルを拡大解釈して支出してきた会派があると考えられ

る。すなわち、食事代が1人3,000円以下であれば、仮に飲酒を伴っても飲酒の費用を請求しなければ、食事代を計上することが許容されるという考えのもと、請求していた事例が見受けられた（広聴費、「その他の経費」）。また、「識者を囲んで行う広聴会」の解釈を拡大解釈している可能性があると思われるものも見受けられた。

(ウ) 会議における飲食代

会派内、又は会派間の会議における飲食代を支出することは、マニュアル上、会議費の項目では明確には禁止されていない。一方、飲食代の支出を許容する規定もない。

会議が市政と関連性があるとしても、そこに出される食事代までが私的な飲食とは違う公的な性質（政務活動と関連性）を持ったものであるとすることは、市民感覚からは疑問を持つ市民も多いと考える。会派及び議員においては、その点を意識する必要がある。

ウ 按分に関する問題

一つの支出行為が政務活動とそれ以外の活動（後援会活動、政党活動、選挙活動）に係る経費の両面の性質を有する場合は、全額を政務活動費として請求することは相当ではなく、その割合を時間・面積・使用実態により決めるなど合理的な方法で決定する必要がある。また、光熱水費やガソリン代など1回1回の支出行為の金額が特定しづらく、その特定についての事務作業が繁雑になる場合も、事務作業にばかり注力しては本来行うべき政務活動に支障が出るため合理的な按分率で按分することも許されると考えられる。

しかしながら、監査の結果、以下のような内容のものが散見された。

(ア) 按分が必要であると考えられるが、全くなされていないもの。

(イ) 按分の根拠が示されていないため、合理的な按分か判断できないもの。

会派又は議員が行った支出行為に政務活動が占める割合がどの程度かは、特に事務所費、人件費、「その他の経費（日常活動費・事務費）」の項目においては外形上わかりにくいところがあるが、支出行為を行う会派又は議員自身が一番よく理解しているはずであり、会派が明確な按分率を算出する必要がある。また、透明性の観点及び基準の統一性から、運用細目やマニュアルにおいて、按分の定め方・限度額や説明方法を定めている場合には、当該規定を遵守する必要があると考える。

エ 不適切な支出と疑われるもの

事務所費において修繕費を計上しているもの、研究研修費においてマニュアル上使途対象とならない年会費・パーティー参加費、政党活動に伴う支出と疑われるものを計上しているもの、調査費において自己都合と考えられるキャンセル料を計上しているもの、海外視察において一部観光が含まれていたが全額を計上しているもの、広報費において数十冊の市議会手帳を計上しているもの、マニュアルで禁止する年賀状の購入費用を計上しているもの、「その他の経費」で政務活動との関連性が疑わしいタクシー代金、ガソリン代金、携帯電話代金を全額計上しているものなど、政務活動との関連性が疑わしい支出も見受けられた。

(3) 「証拠主義の原則」に合致しないもの

ア 領収書が添付されていないもの

証拠主義の原則から領収書の代わりとなるものを含め何らかの証拠書類が必要であるが、添付されていないものが見受けられた。

証拠書類がない場合、その支出の存否自体を確認することができない。

イ 広報紙等の現物が添付されていないもの

マニュアルによると、広報費においては、広報紙や報告書等を作成した場合、その現物を1部添付する必要があるが、現物が添付されていない事例が見受けられた。その後の調査ではほとんどの事例で現物を確認したものの、証拠主義の原則、また、説明責任を果たすためにも現物の添付を徹底されたい。

ウ マニュアルで定めた領収書の添付が守られていないもの

マニュアルにおいて、領収書の取り扱いについては、以下のとおり厳格に定められている。

「(1) 原則、原本を添付すること

(2) 次の場合については、領収書のコピー又はレシート等、領収書に代わる証拠書類の添付を認める。

ア 複数の議員で行う活動（視察等）に対し、個別に領収書が発行されないときは代表者が原本を添付し、その他の議員はコピーの添付で可能とする。

イ 文房具の購入等、少額の支出に当たり、領収書を徴しがたい時は、レシート等、その他の証拠書類の添付で可能とする。

ウ 鉄道運賃等で領収書が発行されないものは、活動記録簿に「領収書なし」と明記することにより、当該活動記録簿を証拠書類とする。」

ところが、領収書の原本ではなく写しのみが添付されているものが多数あるとともに、領収書の日付、あて名、ただし書きの記載がないものや、押印漏れのもの、領収書の代わりになる資料とはいえないもの（見積書、申込書、領収者の作成ではない出金伝票）が添付されているものが多数見受けられた。

領収書の原本が添付されていないことが直ちに不適切な支出となるわけではないが、自主ルール（マニュアルの規定）と実際の運用が乖離している状態は好ましいとはいえない。会派において実現可能で、かつ使途の透明性が確保できるような運用を行う必要がある。

また、領収書には、印紙税法上必要な収入印紙の貼付がないものも多く見受けられた。

エ 契約書や領収書にマスキングされたもの

人件費の雇用契約書や領収書、事務所費の賃貸借契約書や領収書を中心に契約書や領収書がマスキングされたものが多数見受けられた。

調査の結果、議会事務局側が会派に対し個人情報保護の観点からマスキングをしたものを提出するよう依頼していた事実が確認された。

政務活動費が適正に支出されているか判断するために契約書や領収書などの証

拠書類を確認する必要があるにもかかわらず、会派からの提出段階でマスキングを行うことは証拠主義から妥当ではない。

オ 領収書の不適切な使用

「その他の経費」の会議経費において、実際の利用の実態とは日時、利用人数、利用単価が異なる領収書を利用して計上している事例が複数見受けられた。

また、領収書記載の年月日の「年」記載を改ざんしたと思われる領収書が見受けられた。会派が提出する領収書は真正なものであるという前提・信頼を脅かす行為であり、遺憾である。

(4) 「透明性の原則」に合致しないもの

ア 不正確な収支報告書の記載

今回の監査では、収支報告書と会計帳簿の数値が一致していないものが見受けられた。「収支報告書、会計帳簿の問題点」において記述しているが、3年間で4会派、各々4,000円、1円、900円、3,020円の不一致が見られた。また、合計9会派で項目間の金額が不一致のものが見受けられた。

収支報告書及び会計帳簿は公金である政務活動費の最終報告となる書類であり、数千円の数字の相違を軽微な金額とは評価できない。会派においては正確な記載が、議会事務局においては初歩的な確認が、それぞれ求められる。

イ 「その他の経費」の問題点

運用細目では具体的な10項目とともに、「その他の経費」として「上記以外で会派が行う活動に必要な経費」が定められている。規定の仕方からしても、例外的な項目のはずであるが、平成25年度には、「その他の経費」が全支出額の15.7%を占めており、支出する際に10項目へ該当するか否か十分な検討を行わず、計上されていると考えられ、10項目について詳細なマニュアルを作成し、活動記録簿等の提出を求めた趣旨が没却されている。

5 結果

各項目において不適切な支出として指摘した事項は、【別表】「項目別指摘事項」(87頁～)のとおりである。市長においては、不適切な支出と指摘された事項を精査・検討し、必要に応じて会派に返還を求める等の措置を講じられたい。

活動記録簿未提出の状況

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度～25年度									
	研究研修費		調査旅費・調査費		広聴費		会議費		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
公 明 党	35	143,000	4	62,020	282	1,851,303	0	0	321	2,056,323
日 本 共 産 党	14	5,447,039	1	41,800	0	0	0	0	15	5,488,839
みらいフォーラム	0	0	1	1,800	5	168,000	0	0	6	169,800
自 民 党 ク ラ ブ	0	0	0	0	0	0	1	1,920	1	1,920
自 由 民 主 党	31	177,900	0	0	0	0	0	0	31	177,900
民主東大阪議員団	4	1,500,000	0	0	0	0	0	0	4	1,500,000
自 民 党 刷 新 の 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真 正 議 員 団	0	0	1	51,600	0	0	0	0	1	51,600
自 民 党 清 新 会	3	3,000	1	4,220	0	0	0	0	4	7,220
さわやかな風	15	2,526,000	2	3,080	0	0	0	0	17	2,529,080
緑 風 会	3	35,000	0	0	0	0	0	0	3	35,000
維 新 の 会 東 大 阪	0	0	5	53,420	0	0	0	0	5	53,420
自由民主党正清の会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪発祥の会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊 じ ょ う の 会	1	5,000	0	0	0	0	0	0	1	5,000
桔 梗 の 会	33	581,800	6	145,330	2	6,000	0	0	41	733,130
み ら い の 会	3	17,000	0	0	4	57,000	0	0	7	74,000
民主さわやかな風	5	870,500	0	0	0	0	0	0	5	870,500
民主リベラル荊政会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さ き が け	19	155,540	21	19,480	5	9,394	0	0	45	184,414
民 主 党 東 大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	166	11,461,779	42	382,750	298	2,091,697	1	1,920	507	13,938,146

飲食代の状況

(単位：件、円)

会 派 (支出当時)	平成23年度			平成24年度			平成25年度			合 計		
	件数	金 額	構成 比率	件数	金 額	構成 比率	件数	金 額	構成 比率	件数	金 額	構成 比率
公 明 党	85	507,179	23.6	110	811,365	21.7	94	490,740	16.7	289	1,809,284	20.5
日 本 共 産 党	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
みらいフォーラム	—	—	—	—	—	—	14	139,315	4.8	14	139,315	1.6
自 民 党 ク ラ ブ	12	62,419	2.9	18	249,220	6.7	31	259,705	8.9	61	571,344	6.5
自 由 民 主 党	33	308,186	14.4	52	616,678	16.5	20	115,090	3.9	105	1,039,954	11.8
民主東大阪議員団	0	0	0.0	1	31,000	0.8	7	68,000	2.3	8	99,000	1.1
自 民 党 刷 新 の 会	—	—	—	—	—	—	0	0	0.0	0	0	0.0
真 正 議 員 団	40	846,937	39.5	0	0	0.0	0	0	0.0	40	846,937	9.6
自 民 党 清 新 会	14	54,792	2.6	45	297,690	8.0	53	176,274	6.0	112	528,756	6.0
さわやかな風	0	0	0.0	6	123,000	3.3	10	348,080	11.9	16	471,080	5.3
緑 風 会	19	330,680	15.4	33	1,248,250	33.4	35	1,129,140	38.5	87	2,708,070	30.7
維新の会東大阪	0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	0	0	0.0
自由民主党正清の会	0	0	0.0	1	5,000	0.1	—	—	—	1	5,000	0.1
東大阪発祥の会	2	30,178	1.4	29	285,526	7.7	6	27,156	1.0	37	342,860	3.9
豊 じ ょ う の 会	—	—	—	—	—	—	7	80,275	2.7	7	80,275	1.0
桔 梗 の 会	0	0	0.0	1	12,000	0.3	0	0	0.0	1	12,000	0.1
み ら い の 会	0	0	0.0	4	57,000	1.5	8	97,000	3.3	12	154,000	1.7
民主さわやかな風	1	1,100	0.1	—	—	—	—	—	—	1	1,100	0.0
民主リベラル荊政会	0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
さ き が け	1	3,000	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
民 主 党 東 大 阪	0	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	207	2,144,471	100	300	3,736,729	100	285	2,930,775	100	792	8,811,975	100

注) 研究研修費・調査費・広報費・広聴費・会議費・その他の経費において抽出した合計額

第10 意見

1 はじめに

今回の監査により、第9「監査の結果」のような不適切な支出が見られ、全体的な印象として多くの会派において不正確な処理が見られたことは、残念である。

また、議会が自ら定めたマニュアルに明らかに適合しない事例（活動記録簿の提出が定められているのに提出されていない、広報紙の現物の添付が求められているのに行われていない事例）が多数見受けられた。

さらに、会計帳簿と収支報告書との数字の不一致、会計帳簿と領収書の不一致、二重計上など、書類を点検すれば判明する数字の不一致も多数見受けられた。

上記の原因として、市民の目から見て当該行為が政務活動費として理解されるかという観点欠缺していたり、議会自ら定めたマニュアルの存在について十分な意識をしていない会派又は議員があったことが考えられる。

一方、議会事務局においては、政務活動費は会派自身が説明責任を果たすべき問題であり内容にまで踏みこむべきではないという認識と、議会事務局が会派に対して意見を述べることを遠慮する風潮があり、内容について十分なチェックが行われず、最終的には、形式的な数字の確認、マニュアルに定める形式的な事項の確認（たとえば、マニュアルで活動記録簿の提出が定められている場合に当該書類の添付の確認）すら十分に行っていなかったことが見受けられた。

2 会派の説明責任

政務活動の内容・実態を把握しているのは、会派自身である。今回の監査の前に、会派自ら精査した上で、38,839,095円（本件監査対象期間の3年間分は25,698,573円）を自主的に返還している。

さらに、今回の監査で不適切と指摘されたもの、議会自ら作成したマニュアルに違反するもの、自主返還の理由・明細が精査できていないものについて十分な説明責任を果たしていただきたい。

本来、会派の政務活動として注目されるべき事は、当該活動に関する費用が市政と関連性があることを前提として、行われた政務活動が市政のために有効であったのかという点である。

個別の政務活動の具体的な目的、内容及び政務活動の効果について具体的に明らかにできるかは政務活動の性質により様々であり、会派の自主的な判断が尊重されるべきであるが、会派又は議員が、市民に対し、政務活動の内容のみならず、市民の税金により支出された政務活動費が市政のために効果的に使用されていることを積極的に広報していくことも検討されたい。

3 議会事務局のチェック機能の充実

前述のとおり、政務活動費の支出に関しては議長による自主的な規範であるマニュアルが作成されていることから、議会事務局においてマニュアルに沿った運用になっているかを確認できたにもかかわらず、確認していなかったことが今回の問題の要因の一つであるといえる。

個々の政務活動費の支出と市政との関連性の要件の判断において会派又は議員の合理的な判断が尊重されなければならないとしても、議会事務局がマニュアルに沿ったチェックを全く行わなくてよいということにはならない。

今後は議会事務局のチェック機能が充実されることを要望する。

4 マニュアルの規定の明確性についての検討

政務活動費の適正な支出か否かを判断する規程として「運用細目」があり、また、市議会が自主的に定めた「マニュアル」が存在する。しかし、「マニュアル」の規程の中には監査結果で述べたとおり、項目間で整合が不明確なものが含まれている。マニュアルにどの程度具体的に基準を記載するかは、自由な政務活動と透明性や説明責任のバランスの中で、議会や議長が判断することであるが、マニュアルの記載が不明確になっていけば、議会事務局によるチェックが困難になってしまうため、マニュアルの明確化も必要と考える。

資料編

1. 政務活動（調査）費収支報告書支出合計集計表（平成 23 年度～25 年度）・・・	68
2. 政務活動（調査）費収支報告書集計表（平成 23 年度～25 年度）・・・・・・	69
3. 政務活動（調査）費自主返還額集計表（平成 23 年度～25 年度）・・・・・・	75
4. 東大阪市議会における政務活動費使途基準の運用細目・・・・・・	81
5. 東大阪市議会政務活動費運用マニュアル改定の内容・・・・・・	85
6. 東大阪市組織機構図概略版（平成 26 年 4 月 1 日現在）・・・・・・	86
 【別表】項目別指摘事項	
人件費・・・・・・	87
広報費・・・・・・	89
事務所費・・・・・・	91
その他の経費・・・・・・	93
研究研修費・・・・・・	95
資料購入費・・・・・・	97
広聴費・・・・・・	99
調査旅費・調査費・・・・・・	101
会議費・・・・・・	103
合計表・・・・・・	105

政務活動（調査）費収支報告書支出合計集計表

（単位：円）

項 目	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	構成比率
研 究 研 修 費	2,724,240	2.9%	2,921,995	3.2%	9,357,869	9.7%
調 査 旅 費	1,859,029	2.0%	1,045,860	1.2%	—	—
調 査 費	—	—	20,870	0.0%	399,972	0.4%
資 料 作 成 費	8,311,102	8.9%	7,468,501	8.3%	11,068,021	11.5%
資 料 購 入 費	3,963,982	4.2%	3,844,759	4.3%	3,736,460	3.9%
広 報 費	22,361,722	23.8%	19,914,277	22.1%	17,784,737	18.5%
広 聴 費	1,445,225	1.5%	1,685,158	1.9%	1,828,417	1.9%
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	—	—	0	0.0%	1,400	0.0%
会 議 費	—	—	11,712	0.0%	189,136	0.2%
人 件 費	19,498,549	20.8%	19,824,012	22.0%	20,055,546	20.8%
事 務 所 費	18,251,280	19.4%	17,381,276	19.3%	16,789,261	17.4%
そ の 他 の 経 費	15,470,897	16.5%	15,913,953	17.7%	15,109,991	15.7%
合 計	93,886,026	100.0%	90,032,373	100.0%	96,320,807	100.0%

政務調査費収支報告書集計表（平成23年度）

項 目	公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 大 阪 団 員	真 正 議 員 団	自 民 党 清 新 会	さ わ や か な 風	
収 入	26,400,000	19,800,000	3,000,000	14,400,000	2,000,000	13,200,000	2,000,000	1,000,000	
支 出	研 究 研 修 費	554,620	121,580	40,000	93,400	348,000	0	4,000	420,000
	調 査 旅 費	981,310	120,272	0	445,837	0	114,250	0	0
	資 料 作 成 費	4,173,557	3,323,433	0	226,478	0	73,873	0	4,150
	資 料 購 入 費	1,853,382	249,356	69,190	562,183	76,728	252,202	34,845	59,485
	広 報 費	5,817,483	6,459,005	5,600	5,561,085	181,364	2,180,857	0	412,750
	広 聴 費	1,101,787	9,600	0	318,444	0	0	0	0
	人 件 費	2,291,173	3,225,595	1,167,400	3,143,584	800,000	4,032,368	455,000	50,000
	事 務 所 費	3,823,331	3,022,830	847,274	804,586	474,011	4,282,277	553,025	90,906
	そ の 他 の 経 費	5,500,612	11,772	871,016	2,203,377	400,557	2,621,790	965,444	62,649
	合 計	26,097,255	16,543,443	3,000,480	13,358,974	2,280,660	13,557,617	2,012,314	1,099,940
収 支 差 引	302,745	3,256,557	△ 480	1,041,026	△ 280,660	△ 357,617	△ 12,314	△ 99,940	

各会派の政務調査費支出構成比率

項 目	公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 大 阪 団 員	真 正 議 員 団	自 民 党 清 新 会	さ わ や か な 風	
支 出	研 究 研 修 費	2.1%	0.7%	1.3%	0.7%	15.3%	0.0%	0.2%	38.2%
	調 査 旅 費	3.8%	0.7%	0.0%	3.3%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	資 料 作 成 費	16.0%	20.1%	0.0%	1.7%	0.0%	0.5%	0.0%	0.4%
	資 料 購 入 費	7.1%	1.5%	2.3%	4.2%	3.4%	1.9%	1.7%	5.4%
	広 報 費	22.3%	39.0%	0.2%	41.6%	8.0%	16.1%	0.0%	37.5%
	広 聴 費	4.2%	0.1%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	人 件 費	8.8%	19.5%	38.9%	23.5%	35.1%	29.7%	22.6%	4.5%
	事 務 所 費	14.7%	18.3%	28.2%	6.0%	20.8%	31.6%	27.5%	8.3%
	そ の 他 の 経 費	21.1%	0.1%	29.0%	16.5%	17.6%	19.3%	48.0%	5.7%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(単位：円)

緑風会	維新の会 大阪	自由民主党 清の会	東大の会 発祥の会	桔梗の会	みらいの会	民さわやかな 主風	民主リベラル 政会	さきがけ	民主党東大阪	合計
1,000,000	800,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,600,000	2,400,000	2,400,000	1,200,000	97,200,000
10,000	0	0	0	64,500	5,000	907,600	0	155,540	0	2,724,240
0	53,420	0	0	124,460	0	0	0	19,480	0	1,859,029
0	0	0	0	0	8,729	177,816	0	300,000	23,066	8,311,102
23,550	21,460	0	0	80,430	18,000	467,372	109,844	30,575	55,380	3,963,982
0	0	373,892	0	0	202,620	50,000	37,800	1,079,266	0	22,361,722
0	0	0	0	6,000	0	0	0	9,394	0	1,445,225
0	568,800	201,500	481,729	652,000	434,400	435,000	720,000	440,000	400,000	19,498,549
222,000	0	628,864	510,000	324,000	0	980,156	1,031,913	231,425	424,682	18,251,280
752,985	170,256	84,943	53,767	50,170	356,836	227,664	501,597	331,822	303,640	15,470,897
1,008,535	813,936	1,289,199	1,045,496	1,301,560	1,025,585	3,245,608	2,401,154	2,597,502	1,206,768	93,886,026
△ 8,535	△ 13,936	△ 289,199	△ 45,496	△ 301,560	△ 25,585	354,392	△ 1,154	△ 197,502	△ 6,768	3,313,974

緑風会	維新の会 大阪	自由民主党 清の会	東大の会 発祥の会	桔梗の会	みらいの会	民さわやかな 主風	民主リベラル 政会	さきがけ	民主党東大阪	合計
1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	0.5%	28.0%	0.0%	6.0%	0.0%	2.9%
0.0%	6.6%	0.0%	0.0%	9.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	2.0%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	5.5%	0.0%	11.5%	1.9%	8.9%
2.3%	2.6%	0.0%	0.0%	6.2%	1.8%	14.4%	4.6%	1.2%	4.6%	4.2%
0.0%	0.0%	29.0%	0.0%	0.0%	19.8%	1.5%	1.6%	41.6%	0.0%	23.8%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	1.5%
0.0%	69.9%	15.6%	46.1%	50.1%	42.4%	13.4%	30.0%	16.9%	33.1%	20.8%
22.0%	0.0%	48.8%	48.8%	24.9%	0.0%	30.2%	43.0%	8.9%	35.2%	19.4%
74.7%	20.9%	6.6%	5.1%	3.9%	34.8%	7.0%	20.9%	12.8%	25.2%	16.5%
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

政務調査（活動）費収支報告書集計表（平成24年度）

項 目		公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 団 議 員 団	真 正 議 員 団
収 入		28,800,000	21,600,000	8,000,000	14,400,000	4,800,000	4,800,000
支 出	研 究 研 修 費	203,260	417,240	0	73,195	713,500	0
	調 査 旅 費	659,610	338,830	0	29,820	0	13,380
	調 査 費	0	0	0	0	0	0
	資 料 作 成 費	3,947,383	3,295,525	0	206,511	0	0
	資 料 購 入 費	1,949,089	636,421	189,663	329,530	127,905	82,885
	広 報 費	5,495,857	5,852,522	576,844	7,005,110	429,944	0
	広 聴 費	1,497,058	6,600	0	1,500	0	0
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	0	0	0	0
	会 議 費	0	0	5,856	0	0	0
	人 件 費	2,257,332	0	3,338,850	3,179,340	1,800,000	3,022,600
	事 務 所 費	3,814,765	3,886,277	2,242,649	735,025	899,416	1,380,000
	そ の 他 の 経 費	5,800,610	0	1,656,263	2,215,752	1,014,609	417,054
合 計	25,624,964	14,433,415	8,010,125	13,775,783	4,985,374	4,915,919	
収 支 差 引		3,175,036	7,166,585	△ 10,125	624,217	△ 185,374	△ 115,919

各会派の政務調査（活動）費支出構成比率

項 目		公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 団 議 員 団	真 正 議 員 団
支 出	研 究 研 修 費	0.8%	2.9%	0.0%	0.5%	14.3%	0.0%
	調 査 旅 費	2.6%	2.3%	0.0%	0.2%	0.0%	0.3%
	調 査 費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	資 料 作 成 費	15.4%	22.8%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%
	資 料 購 入 費	7.6%	4.4%	2.4%	2.4%	2.6%	1.7%
	広 報 費	21.4%	40.5%	7.2%	50.9%	8.6%	0.0%
	広 聴 費	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	会 議 費	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	人 件 費	8.8%	0.0%	41.7%	23.1%	36.1%	61.5%
	事 務 所 費	14.9%	26.9%	28.0%	5.3%	18.0%	28.1%
	そ の 他 の 経 費	22.6%	0.0%	20.7%	16.1%	20.4%	8.5%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(単位：円)

自民党清新会	さわやかな風	緑風会	自由民主党 清正の会	東大 発祥の 阪会	桔梗の会	みらいの会	合計
4,800,000	2,400,000	2,400,000	1,600,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	100,800,000
4,500	1,162,000	15,000	0	0	327,300	6,000	2,921,995
4,220	0	0	0	0	0	0	1,045,860
0	0	0	0	0	20,870	0	20,870
0	15,672	0	0	0	0	3,410	7,468,501
134,636	99,364	47,100	27,475	0	83,240	137,451	3,844,759
0	326,000	0	0	0	0	228,000	19,914,277
0	123,000	0	0	0	0	57,000	1,685,158
0	0	0	0	0	0	0	0
5,856	0	0	0	0	0	0	11,712
1,191,040	150,000	0	971,250	840,000	1,496,000	1,577,600	19,824,012
1,816,052	76,623	444,000	644,189	1,020,000	422,280	0	17,381,276
1,649,334	180,491	1,897,290	7,640	550,365	96,170	428,375	15,913,953
4,805,638	2,133,150	2,403,390	1,650,554	2,410,365	2,445,860	2,437,836	90,032,373
△ 5,638	266,850	△ 3,390	△ 50,554	△ 10,365	△ 45,860	△ 37,836	10,767,627

自民党清新会	さわやかな風	緑風会	自由民主党 清正の会	東大 発祥の 阪会	桔梗の会	みらいの会	合計
0.1%	54.5%	0.6%	0.0%	0.0%	13.4%	0.2%	3.2%
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	8.3%
2.8%	4.7%	2.0%	1.7%	0.0%	3.4%	5.6%	4.3%
0.0%	15.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.4%	22.1%
0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.9%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24.8%	7.0%	0.0%	58.8%	34.8%	61.2%	64.7%	22.0%
37.8%	3.6%	18.5%	39.0%	42.3%	17.3%	0.0%	19.3%
34.3%	8.5%	78.9%	0.5%	22.8%	3.9%	17.6%	17.7%
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

政務活動費収支報告書集計表（平成25年度）

項 目	公 明 党	日 本 共 産 党	み っ ち ゃ い フ ォ ー ラ ム	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 議 員 団	自 刷 民 党 新 の 会	
収 入	28,800,000	19,600,000	4,000,000	8,800,000	10,600,000	4,800,000	1,600,000	
支 出	研 究 研 修 費	746,640	6,649,829	0	2,000	46,400	743,500	0
	調 査 費	129,040	28,000	1,800	150,372	0	56,100	0
	資 料 作 成 費	3,344,979	6,697,149	802,560	0	209,908	0	0
	資 料 購 入 費	1,900,161	485,754	160,044	234,174	289,383	97,224	18,100
	広 報 費	6,723,649	1,436,145	1,035,860	660,054	5,719,605	456,043	439,311
	広 聴 費	1,263,125	9,877	168,000	16,370	14,545	0	0
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	1,400	0	0	0	0	0	0
	会 議 費	0	0	0	107,507	0	0	0
	人 件 費	2,267,286	0	1,030,000	3,109,440	3,219,900	1,800,000	550,000
	事 務 所 費	4,440,222	3,612,018	66,960	2,833,308	280,827	791,452	295,998
	そ の 他 の 経 費	6,120,580	0	738,920	1,687,212	753,037	856,847	316,032
合 計	26,937,082	18,918,772	4,004,144	8,800,437	10,533,605	4,801,166	1,619,441	
収 支 差 引	1,862,918	681,228	△ 4,144	△ 437	66,395	△ 1,166	△ 19,441	

各会派の政務活動費支出構成比率

項 目	公 明 党	日 本 共 産 党	み っ ち ゃ い フ ォ ー ラ ム	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 議 員 団	自 刷 民 党 新 の 会	
支 出	研 究 研 修 費	2.8%	35.1%	0.0%	0.0%	0.4%	15.5%	0.0%
	調 査 費	0.5%	0.1%	0.0%	1.7%	0.0%	1.2%	0.0%
	資 料 作 成 費	12.4%	35.4%	20.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%
	資 料 購 入 費	7.1%	2.6%	4.0%	2.7%	2.7%	2.0%	1.1%
	広 報 費	25.0%	7.6%	25.9%	7.5%	54.3%	9.5%	27.1%
	広 聴 費	4.7%	0.1%	4.2%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%
	要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	会 議 費	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
	人 件 費	8.4%	0.0%	25.7%	35.3%	30.6%	37.5%	34.0%
	事 務 所 費	16.5%	19.1%	1.7%	32.2%	2.7%	16.5%	18.3%
	そ の 他 の 経 費	22.7%	0.0%	18.5%	19.2%	7.1%	17.8%	19.5%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

(単位：円)

真正議員団	自民党清新会	さわやかな風	緑風会	東大の 発祥の会	豊じょうの会	桔梗の会	みらいの会	合計
4,800,000	4,800,000	2,400,000	2,400,000	1,600,000	1,400,000	1,600,000	1,600,000	98,800,000
0	14,500	944,000	10,000	0	5,000	190,000	6,000	9,357,869
0	5,500	29,160	0	0	0	0	0	399,972
0	0	11,715	0	0	0	0	1,710	11,068,021
66,695	92,469	145,270	47,100	8,724	42,308	59,030	90,024	3,736,460
0	6,000	385,250	0	720	886,775	0	35,325	17,784,737
0	0	356,500	0	0	0	0	0	1,828,417
0	0	0	0	0	0	0	0	1,400
0	81,629	0	0	0	0	0	0	189,136
2,919,000	1,730,320	350,000	0	950,000	0	1,080,000	1,049,600	20,055,546
1,380,000	1,925,263	79,846	444,000	353,217	18,310	267,840	0	16,789,261
447,514	957,186	94,499	1,901,126	292,899	499,647	13,239	431,253	15,109,991
4,813,209	4,812,864	2,396,240	2,402,226	1,605,560	1,452,040	1,610,109	1,613,912	96,320,807
△ 13,209	△ 12,864	3,760	△ 2,226	△ 5,560	△ 52,040	△ 10,109	△ 13,912	2,479,193

真正議員団	自民党清新会	さわやかな風	緑風会	東大の 発祥の会	豊じょうの会	桔梗の会	みらいの会	合計
0.0%	0.3%	39.4%	0.4%	0.0%	0.3%	11.8%	0.4%	9.7%
0.0%	0.1%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	11.5%
1.4%	1.9%	6.1%	2.0%	0.5%	2.9%	3.7%	5.6%	3.9%
0.0%	0.1%	16.1%	0.0%	0.0%	61.1%	0.0%	2.2%	18.5%
0.0%	0.0%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%
60.6%	36.0%	14.6%	0.0%	59.2%	0.0%	67.1%	65.0%	20.8%
28.7%	40.0%	3.3%	18.5%	22.0%	1.3%	16.6%	0.0%	17.4%
9.3%	19.9%	3.9%	79.1%	18.2%	34.4%	0.8%	26.7%	15.7%
100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

政務調査費自主返還額集計表（平成23年度）

項 目		公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 団 員	真 正 議 員 団	自 民 党 清 新 会	さ わ や か な 風
研究研修費	自 主 返 還 額	11,000	0	20,000	18,000	12,000	0	0	0
	(参考)支出合計額	554,620	121,580	40,000	93,400	348,000	0	4,000	420,000
調査旅費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	(参考)支出合計額	981,310	120,272	0	445,837	0	114,250	0	0
資料作成費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	(参考)支出合計額	4,173,557	3,323,433	0	226,478	0	73,873	0	4,150
資料購入費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	1,076	0	0
	(参考)支出合計額	1,853,382	249,356	69,190	562,183	76,728	252,202	34,845	59,485
広報費	自 主 返 還 額	40,000	0	0	0	0	10,206	0	0
	(参考)支出合計額	5,817,483	6,459,005	5,600	5,561,085	181,364	2,180,857	0	412,750
広聴費	自 主 返 還 額	159,976	0	0	0	0	0	0	0
	(参考)支出合計額	1,101,787	9,600	0	318,444	0	0	0	0
人件費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	892,293	0	0
	(参考)支出合計額	2,291,173	3,225,595	1,167,400	3,143,584	800,000	4,032,368	455,000	50,000
事務所費	自 主 返 還 額	398,447	0	0	0	0	1,954,059	227,951	0
	(参考)支出合計額	3,823,331	3,022,830	847,274	804,586	474,011	4,282,277	553,025	90,906
その他の経費	自 主 返 還 額	647,473	0	10,240	91,700	73,987	716,248	19,776	0
	(参考)支出合計額	5,500,612	11,772	871,016	2,203,377	400,557	2,621,790	965,444	62,649
合 計	自 主 返 還 額	1,256,896	0	30,240	109,700	85,987	3,573,882	247,727	0
	(参考)支出合計額	26,097,255	16,543,443	3,000,480	13,358,974	2,280,660	13,557,617	2,012,314	1,099,940

(注) 「支出合計額」は、収支報告書で報告された項目別の支出金額である。

(単位：円)

緑風会	維新の会 大阪	自由民主党 清の会	東大阪 発祥の会	桔梗の会	みらいの会	民さわやかな 主風	民主リベラル 荊政会	さきがけ	民主党東大阪	合計
0	0	0	0	12,000	0	0	0	0	0	73,000
10,000	0	0	0	64,500	5,000	907,600	0	155,540	0	2,724,240
0	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	1,600
0	53,420	0	0	124,460	0	0	0	19,480	0	1,859,029
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	8,729	177,816	0	300,000	23,066	8,311,102
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,076
23,550	21,460	0	0	80,430	18,000	467,372	109,844	30,575	55,380	3,963,982
0	0	69,390	0	0	0	0	0	0	0	119,596
0	0	373,892	0	0	202,620	50,000	37,800	1,079,266	0	22,361,722
0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	160,976
0	0	0	0	6,000	0	0	0	9,394	0	1,445,225
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	892,293
0	568,800	201,500	481,729	652,000	434,400	435,000	720,000	440,000	400,000	19,498,549
222,000	0	314,432	0	324,000	0	0	0	0	0	3,440,889
222,000	0	628,864	510,000	324,000	0	980,156	1,031,913	231,425	424,682	18,251,280
663,830	10,560	24,163	26,580	0	0	0	54,577	0	0	2,339,134
752,985	170,256	84,943	53,767	50,170	356,836	227,664	501,597	331,822	303,640	15,470,897
885,830	12,160	407,985	26,580	337,000	0	0	54,577	0	0	7,028,564
1,008,535	813,936	1,289,199	1,045,496	1,301,560	1,025,585	3,245,608	2,401,154	2,597,502	1,206,768	93,886,026

政務活動（調査）費自主返還額集計表（平成24年度）

項 目		公 明 党	日 本 共 産 党	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 団 員	真 正 議 員 団
研究研修費	自 主 返 還 額	15,000	0	0	13,500	27,000	0
	(参考) 支 出 合 計 額	203,260	417,240	0	73,195	713,500	0
調査旅費	自 主 返 還 額	252,980	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	659,610	338,830	0	29,820	0	13,380
調査費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	0	0	0	0	0	0
資料作成費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	3,947,383	3,295,525	0	206,511	0	0
資料購入費	自 主 返 還 額	9,105	0	0	0	0	2,258
	(参考) 支 出 合 計 額	1,949,089	636,421	189,663	329,530	127,905	82,885
広報費	自 主 返 還 額	137,420	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	5,495,857	5,852,522	576,844	7,005,110	429,944	0
広聴費	自 主 返 還 額	489,451	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	1,497,058	6,600	0	1,500	0	0
要請・陳情活動費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	0	0	0	0	0	0
会議費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	0	0	5,856	0	0	0
人件費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	879,572
	(参考) 支 出 合 計 額	2,257,332	0	3,338,850	3,179,340	1,800,000	3,022,600
事務所費	自 主 返 還 額	360,530	0	151,662	0	110,000	1,348,677
	(参考) 支 出 合 計 額	3,814,765	3,886,277	2,242,649	735,025	899,416	1,380,000
その他の経費	自 主 返 還 額	805,421	0	271,391	332,960	271,006	206,293
	(参考) 支 出 合 計 額	5,800,610	0	1,656,263	2,215,752	1,014,609	417,054
合 計	自 主 返 還 額	2,069,907	0	423,053	346,460	408,006	2,436,800
	(参考) 支 出 合 計 額	25,624,964	14,433,415	8,010,125	13,775,783	4,985,374	4,915,919

(注) 「支出合計額」は、収支報告書で報告された項目別の支出金額である。

(単位：円)

自民党清新会	さわやかな風	緑風会	自由民主党 正清の会	東大 発祥の 阪会	桔梗の会	みらいの会	合計
0	0	0	0	0	21,000	0	76,500
4,500	1,162,000	15,000	0	0	327,300	6,000	2,921,995
0	0	0	0	0	0	0	252,980
4,220	0	0	0	0	0	0	1,045,860
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	20,870	0	20,870
0	0	0	0	0	0	0	0
0	15,672	0	0	0	0	3,410	7,468,501
100	0	0	0	0	0	0	11,463
134,636	99,364	47,100	27,475	0	83,240	137,451	3,844,759
0	0	0	0	0	0	0	137,420
0	326,000	0	0	0	0	228,000	19,914,277
0	0	0	0	0	0	57,000	546,451
0	123,000	0	0	0	0	57,000	1,685,158
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
5,856	0	0	0	0	0	0	11,712
0	0	0	0	0	0	0	879,572
1,191,040	150,000	0	971,250	840,000	1,496,000	1,577,600	19,824,012
585,356	0	444,000	322,689	0	422,280	0	3,745,194
1,816,052	76,623	444,000	644,189	1,020,000	422,280	0	17,381,276
298,694	0	1,747,501	5,000	331,034	60,000	7,700	4,337,000
1,649,334	180,491	1,897,290	7,640	550,365	96,170	428,375	15,913,953
884,150	0	2,191,501	327,689	331,034	503,280	64,700	9,986,580
4,805,638	2,133,150	2,403,390	1,650,554	2,410,365	2,445,860	2,437,836	90,032,373

政務活動費自主返還額集計表（平成25年度）

項 目		公 明 党	日 本 共 産 党	み ら い フ ォ ー ラ ム	自 民 党 ク ラ ブ	自 由 民 主 党	民 主 東 大 阪 議 員 団	自 民 党 刷 新 の 会
研究研修費	自 主 返 還 額	10,500	0	0	0	0	35,000	0
	(参考) 支 出 合 計 額	746,640	6,649,829	0	2,000	46,400	743,500	0
調査費	自 主 返 還 額	2,020	0	0	150,372	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	129,040	28,000	1,800	150,372	0	56,100	0
資料作成費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	3,344,979	6,697,149	802,560	0	209,908	0	0
資料購入費	自 主 返 還 額	1,800	0	0	3,925	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	1,900,161	485,754	160,044	234,174	289,383	97,224	18,100
広報費	自 主 返 還 額	46,070	0	0	88,675	0	0	92,404
	(参考) 支 出 合 計 額	6,723,649	1,436,145	1,035,860	660,054	5,719,605	456,043	439,311
広聴費	自 主 返 還 額	151,056	0	27,000	8,770	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	1,263,125	9,877	168,000	16,370	14,545	0	0
要請・陳情活動費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	1,400	0	0	0	0	0	0
会議費	自 主 返 還 額	0	0	0	26,000	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	0	0	0	107,507	0	0	0
人件費	自 主 返 還 額	0	0	0	0	0	0	0
	(参考) 支 出 合 計 額	2,267,286	0	1,030,000	3,109,440	3,219,900	1,800,000	550,000
事務所費	自 主 返 還 額	342,573	0	66,960	300,201	0	60,000	148,000
	(参考) 支 出 合 計 額	4,440,222	3,612,018	66,960	2,833,308	280,827	791,452	295,998
その他の経費	自 主 返 還 額	895,746	0	118,180	181,591	0	249,091	2,897
	(参考) 支 出 合 計 額	6,120,580	0	738,920	1,687,212	753,037	856,847	316,032
合 計	自 主 返 還 額	1,449,765	0	212,140	759,534	0	344,091	243,301
	(参考) 支 出 合 計 額	26,937,082	18,918,772	4,004,144	8,800,437	10,533,605	4,801,166	1,619,441

(注) 「支出合計額」は、収支報告書で報告された項目別の支出金額である。

(単位：円)

真正議員団	自民党清新会	さわやかな風	緑風会	東大阪 発祥の会	豊じょうの会	桔梗の会	みらいの会	合計
0	0	0	10,000	0	0	41,000	0	96,500
0	14,500	944,000	10,000	0	5,000	190,000	6,000	9,357,869
0	0	0	0	0	0	0	0	152,392
0	5,500	29,160	0	0	0	0	0	399,972
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	11,715	0	0	0	0	1,710	11,068,021
0	0	0	0	0	0	0	0	5,725
66,695	92,469	145,270	47,100	8,724	42,308	59,030	90,024	3,736,460
0	0	0	0	0	0	0	0	227,149
0	6,000	385,250	0	720	886,775	0	35,325	17,784,737
0	0	0	0	0	0	0	0	186,826
0	0	356,500	0	0	0	0	0	1,828,417
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	1,400
0	39,000	0	0	0	0	0	0	65,000
0	81,629	0	0	0	0	0	0	189,136
887,413	0	0	0	0	0	0	0	887,413
2,919,000	1,730,320	350,000	0	950,000	0	1,080,000	1,049,600	20,055,546
1,360,701	400,500	0	444,000	1,122	12,000	267,840	0	3,403,897
1,380,000	1,925,263	79,846	444,000	353,217	18,310	267,840	0	16,789,261
151,886	50,322	0	1,767,935	31,490	102,009	0	107,380	3,658,527
447,514	957,186	94,499	1,901,126	292,899	499,647	13,239	431,253	15,109,991
2,400,000	489,822	0	2,221,935	32,612	114,009	308,840	107,380	8,683,429
4,813,209	4,812,864	2,396,240	2,402,226	1,605,560	1,452,040	1,610,109	1,613,912	96,320,807

東大阪市議会における政務活動費使途基準の運用細目

凡例 ○使途基準として充当が認められるもの ●使途基準として認めないもの

	項目	内容	使途基準の運用細目
1	研究研修費	<p>会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会場借上費、講師謝礼 ○ 研究会・研修会・フォーラムの出席者負担金、会費、参加費、旅費(燃料費含む。) ○ 弁護士相談費用(報告書の提出により、政務活動であることを証明すること。) ○ 大学院での授業料(報告書の提出により、政務活動であることを証明すること。) <p><旅費の計算方法> 旅費(燃料費含む。)に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限額とする。(ただし、指定都市については1泊20,000円を上限額とする。)</p> <p>(按分の採用) 政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p> <p>(使途の対象としない具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「励ます会」等パーティー参加費 ● カンパ、賛助金等 ● 議員の経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体の会費(参加している会合の参加費。) ● 議員や会派間での懇親を目的とした会合に要する経費 ● 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用(広聴費に同じ。) ● 飲酒を伴う会合に要する経費(政務活動の一環として開催されるものでも不可。) ● 社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費 ● 個人の立場で加入している団体などに対する会費等 ● 議会内の親睦団体の会費 ● 他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費 ● 宗教団体の会費 ● 意見交換を伴わない会合の会費 ● あいさつやテーブルカットだけの会合への出席経費(出初式等のあいさつだけの経費、起工式、竣工式等への出席。) ● 年会費(維持費・賛助費を含む。) ● 電子マネーとして利用できるカードに係る経費 ● 私的な旅行 ● 政務活動以外の法律相談に係る弁護士費用 ● 政党活動に伴う支出 <p>※意見交換会への参加者、研修会等に講師として招いた識者等に食事、飲食を提供する場合には、当該研修会等を議員又は会派が主催するものであっても、議員又は会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄附」にあたる。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子等を提供することは差し支えない。</p>

2	調査費	<p>会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費又は会派が行う政務活動のために必要な先進地調査、現地調査等に要する経費 (調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○ 市の事務等に関する調査委託費 ○ 他都市視察旅費 (燃料費含む。)</p> <p><旅費の計算方法> 旅費 (燃料費含む。)に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限額とする。(ただし、指定都市については1泊20,000円を上限額とする。)</p> <p>(使途の対象としない具体例) ● 私的な旅行</p>
3	資料作成費	<p>会派が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○ 当該資料の印刷製本費・翻訳料</p> <p>(按分の採用) 政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p>
4	資料購入費	<p>会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○ 書籍、図書、資料等の購入費 ○ 新聞雑誌購読料</p> <p>(使途の対象としない具体例) ● 政務活動と関連のない書籍、新聞など ● 会派所属議員数を超える同一の新聞、機関紙、書籍等の複数購入</p>
5	広報費	<p>会派の政務活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、広報するために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、文書通信費、送料、会場費、交通費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○ 広報紙・報告書印刷費 (市議会報告及び市政報告 (現物の添付をすること。))、文書通信費、報告書配布のための送料・委託料、会場費等 ○ ホームページ作成費 (市議会報告及び市政報告。)・更新費等</p> <p>(按分の採用) 政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を紙面の面積により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、添付する現物上で当該部分を明記するなどして、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p>
6	広聴費	<p>会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見の聴取等を行うための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代、交通費、文書通信費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○ 会場借上費、印刷費 ○ コーヒー・茶菓子代等 ○ 政務活動として開催される識者 (国会・府会・他市議員を含む。)を囲んでの広聴会に伴う食事代 (1人につき3,000円を上限額とする。)</p> <p>(按分の採用) 政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p> <p>(使途の対象としない具体例) ● 酒宴と誤解を受ける会議 ● 新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 (研究研修費に同じ。) ● 市民への弁当・食事 (茶菓子を除く。)の提供</p>

			<p>※意見交換会への参加者、研修会等に講師として招いた識者等に食事、飲食を提供する場合にあつては、当該研修会等を議員又は会派が主催するものであつても、議員又は会派所属議員の選挙区内にある者への食事、飲食の提供は公職選挙法で禁止されている「寄附」にあたる。ただし、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子等を提供することは差し支えない。</p>
7	要請・陳情活動費	<p>会派が要請活動や陳情活動を行うために要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費(燃料費を含む。)、宿泊費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○国等に対して補助金等の要請や陳情を行う場合の交通費、旅費(燃料費を含む。)、宿泊費等</p> <p><旅費の計算方法> 旅費(燃料費含む。)に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限額とする。(ただし、指定都市については1泊20,000円を上限額とする。)</p>
8	会議費	<p>会派が各種の会議を開催するために要する経費又は会派が他の団体が開催する各種の会議への参加に要する経費 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○会派が会議を開催する場合 会場借上費、資料印刷費、文書通信費 等 ○会派が他の団体の会議に参加する場合 参加費、出席者負担金、交通費、旅費(燃料費を含む。)、宿泊費 等</p> <p><旅費の計算方法> 旅費(燃料費含む。)に係る費用は、実費弁償とする。なお、宿泊費については1泊15,000円を上限額とする。(ただし、指定都市については1泊20,000円を上限額とする。)</p> <p>(使途の対象としない例) ●「励ます会」等パーティー参加費(研究研修費に同じ。) ●議員や会派間での懇親を目的とした会合に要する経費(研究研修費に同じ。) ●新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用(研究研修費、広聴費に同じ。) ●社会通念上、「市政の調査研究」のための会合を行うのに不適切な場所での飲食経費(研究研修費に同じ。) ●他の議員の後援会や祝賀会に出席する会費(研究研修費に同じ。) ●意見交換を伴わない会合の会費(研究研修費に同じ。) ●酒宴と誤解を受ける会議(広聴費に同じ。)</p>
9	人件費	<p>会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費</p>	<p>(使途の対象とする具体例) ○会派が雇用している職員の給料等 ○政務活動の補助員としての業務内容が明確なアルバイト等</p> <p>(按分の採用) 政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を政務活動の補助業務に従事している時間により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p> <p>(使途の対象としない具体例) ●政務活動の補助員としての業務内容が不明確なアルバイト ●議員親族に対する人件費</p>

10	事務所費	<p>会派が行う政務活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費</p> <p>(事務所の賃借料、維持管理費、備品、事務機器購入、リース代等)</p>	<p>(使途の対象とする具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務所の賃借料、維持管理費 ○ 相談者来客用の駐車場代（5割を上限として、按分したものに限る。） ○ インターネットプロバイダー接続料・固定電話料（按分したものに限る。） <p>(按分の採用)</p> <p>政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を面積・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。ただし、上記相談者来客用の駐車場代に充当する場合については、必ず5割を上限として按分した額を充当する。</p> <p>(使途の対象としない具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅事務所の賃料（一定の条件、規定により認める。） ● 議員と同居している3親等以内の親族に対する賃料（一定の条件、規定により認める。） ● 事務所(駐車場を含む。)の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費(事務所の維持に必要な小規模修繕は除く。)
11	その他の経費	<p>日常活動費</p> <p>日常的に政務活動を行う経費で、かつ、主として按分を要する経費</p>	<p>(使途の対象とする具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的に政務活動を行うための会議経費 ○ 日常的に政務活動を行うための燃料費（按分したものに限る。） ○ 日常的に政務活動を行うためのインターネットプロバイダー接続料・固定電話料・携帯電話料（按分したものに限る。） <p>(使途の対象としない具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車の購入経費(リース料を含む。) ● 携帯電話の機器購入費 ● 名刺作成費用
		<p>事務費</p> <p>政務活動に係る事務遂行に必要な経費</p>	<p>(使途の対象とする具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務機器及び消耗品（フィルム、フロッピー、文具用品等。）の購入費 ○ 事務機器の購入は、議員1人につき一台を基本とする。なお、パソコン・カメラ等の事務機器にあつては、4年の経過を目安に、買い替えを認めるものとする。（ただし、故障・破損等により使用に耐えなくなった場合には、その旨を明確にすれば、期間内であっても買い替えを認めるものとする。） ○ 会派所属議員数を超過して購入する会派控室設置用のパソコン購入費（ただし、その必要性を説明できる場合に限る。） ○ 事務機器の修理費用、廃棄費用 <p>(按分の採用)</p> <p>政務活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分するために、その割合を時間・使用実態により決めるなど合理的な方法で按分して充当する。この場合には、按分率の積算根拠を明確にするとともに、領収書その他の証拠書類に、按分の割合及び当該按分の割合に基づく政務活動費の支出額を付記する。</p> <p>(使途の対象としない具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政務活動を行うための環境整備費（カーテン、ブラインド、カーペット等。） ● 衣服、個人用の備品・消耗品等の購入費 ● 事務所に掲示する絵画等の美術・装飾品 ● 事務所に設置する美術工芸家具などの高級な備品

備考 政務活動費は、項目ごとにその内容が定められており、その運用細目がない使途については、会派自らがその説明責任を果たせるように充当するものである。

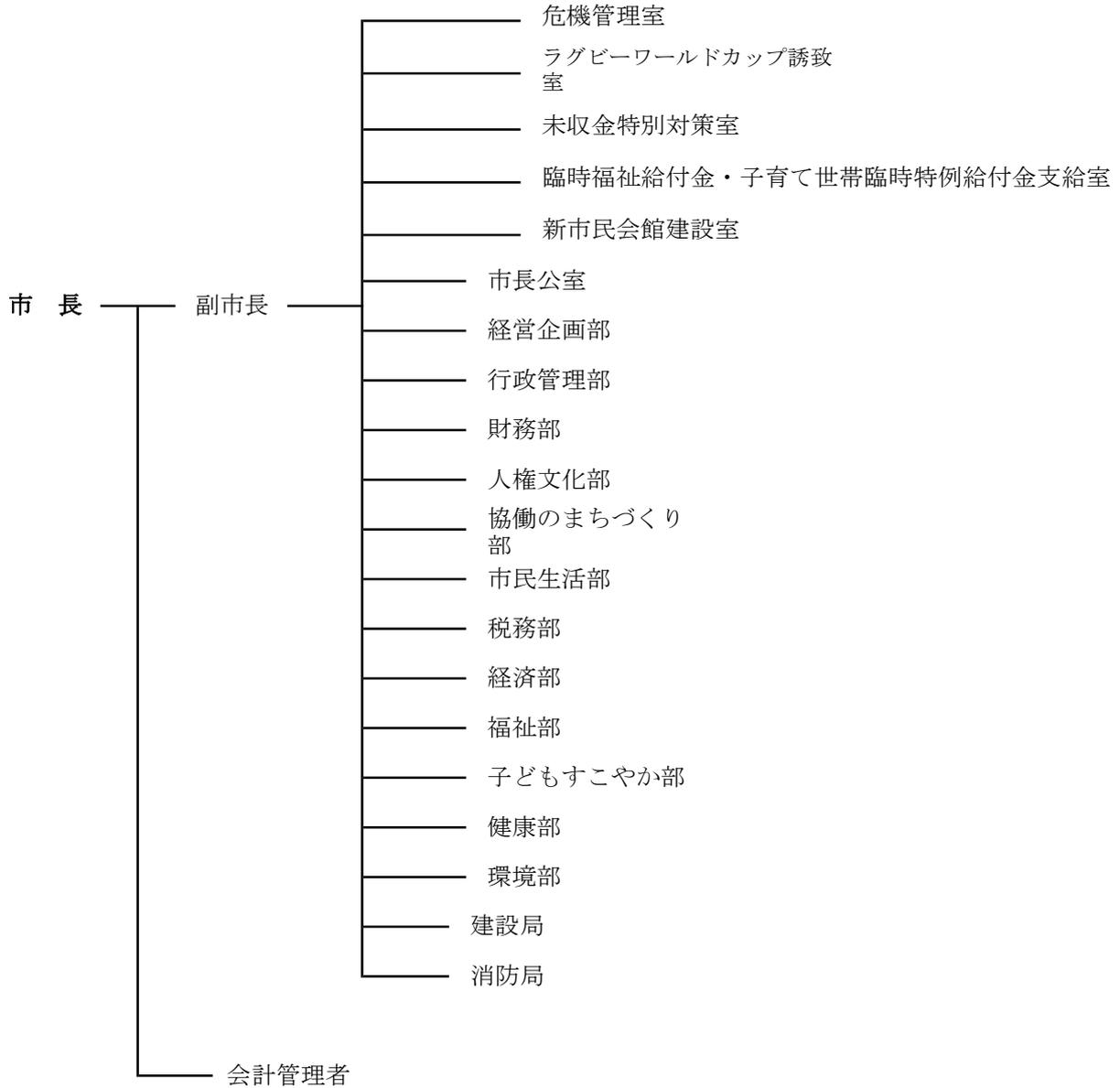
2 項目ごとの按分については、会派自身が政務活動とそれ以外の活動実態を一番分かっていることからその説明責任を果たせるように決定するものである。

3 政務活動と認められない使途は、別に定めがあるので当該定めによる。

※「政務調査」→「政務活動」に類する変更点は省く※様式番号の変更は省く。

項目	頁	新	旧
第1 政務活動 1 政務活動とは	1	政務活動とは、政務活動費の目的そのものであり、市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動で主に以下の諸活動です。	政務調査活動とは、政務調査費の目的そのものであり、以下の諸活動です。
2 政務活動費執行に当たっての原則	1	・・・市政に関する調査研究、情報収集その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則(実費弁償の原則)とした上で・・・	・・・市政に関する調査研究、情報収集に要した費用の実費に充当することを原則(実費弁償の原則)とした上で・・・
第2 使途基準 標題	3	第2 使途基準(政務活動費を充てることができる経費の範囲)	第2 使途基準
1 研究研修費 (1) 研究研修費とは	3	研究研修費とは、会派が研究会、研修会等を開催するため必要な経費又は会派が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等)	研究研修費とは、会派が研究会、研修会を開催するため必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
2 調査費 (1) 調査費とは	7	調査費とは、会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費又は会派が行う政務活動のために必要な先進地調査、現地調査等に要する経費 (調査委託費、文書通信費、交通費、旅費(燃料費を含む。)) 宿泊費等)	調査旅費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費(燃料費を含む。)) 宿泊費等)
4 資料購入費 (1) 資料購入費とは	10	資料購入費とは、会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料 等)	資料購入費とは、会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
5 広報費とは (1) 広報費とは	11	(広報紙、報告書印刷費、文書通信費、送料、会場費、交通費等)	(広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等)
6 広聴費 (1) 広聴費とは	12	広聴費とは、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見の聴取等を行うために要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代、交通費、文書通信費等)	広聴費とは、会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
7 要請・陳情活動費 (追加)	14	(1) 要請・陳情活動費とは、会派が要請活動や陳情活動を行うために要する経費 (資料印刷費、文書通信費、交通費、旅費(燃料費を含む。))、宿泊費等) 国等に対して補助金の要請活動や陳情活動を行うために要する経費で、資料印刷費、交通費や宿泊費等とする。 1 研究研修費の旅費規程と同様とする。 (2) 按分の考え方 (3) 様式の処理の流れ (4) 様式の記入の仕方参考例	なし
8 会議費 (追加)	15	(1) 会議費とは、会派が各種の会議を開催するために要する経費又は会派が他の団体が開催する各種の会議への参加に要する経費。 (会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等) 意見交換会等の各種会議の開催又は参加に要する経費で、会場費、交通費、宿泊費、参加費等とする。 1 研究研修費の旅費規程と同様とする (2) 按分の考え方 (3) 会議費として使途の対象とならないもの(参考例) (4) 様式の処理の流れ (5) 様式の記入の仕方参考例	なし
第4 政務活動費の処理の流れ 2 収支報告書及び会計帳簿等の提出 (2) 活動実績に応じて提出が必要な書類	30	第7 研究研修費活動記録簿 第8 調査費活動記録簿 第9 広聴費活動記録簿 第10 要請・陳情活動費活動記録簿 第11 会議費活動記録簿 第13 雇用契約書 第14 事務所届	第7 研究研修費活動記録簿 第8 調査旅費活動記録簿 第9 広聴費活動記録簿 第11 雇用契約書 第12 事務所届
様式参考記入例 収支報告書科目の変更、追加	32	調査費 要請・陳情活動費 会議費	調査旅費
様式参考記入例 会計帳簿記入例の追加	33	要請・陳情活動費 会議費	なし
様式参考記入例 様式名称変更	35	調査費活動記録簿	調査旅費活動記録簿
様式参考記入例 様式の追加	37	要請・陳情活動費 活動記録簿	なし
様式参考記入例 様式の追加	38	会議費 活動記録簿	なし

東大阪市 組織機構図概略版 (H26. 4. 1現在)



- ・ 上下水道局
- ・ 総合病院
- ・ 教育委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 監査委員
- ・ 公平委員会
- ・ 農業委員会
- ・ 固定資産評価審査委員会

- ・ 議 会 — 事務局 — [庶務課
議事調査課

【別表】項目別指摘事項（人件費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度			
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの	
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
三親等内の親族を人件費として計上するもの（親族であることをもって一律不適切とするべきではないが、運用細目・マニュアル違反であるため指摘するもの）	22	【真正議員 団・みらい フォーラム】	2	810,000	2	810,000	2	900,000	2	900,000
府会議員との共催と思われる府政・市政報告会の実施に要した人件費を全額計上するもの	22	【自民党 清新会】	0	0	0	0	0	0	0	0
計算間違いによる過大な計上	22	【みらいの 会】	1	11,200	0	0	0	0	0	0
同一人物を雇用した雇用契約書について、作成時期が異なる契約書2通の間で被雇用者記入欄の記載内容に矛盾のあるもの	23	【桔梗の会・ みらいフォー ラム】								
合 計			3	821,200	2	810,000	2	900,000	2	900,000

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		差引 (A-B)		
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
3	1,010,000	1	900,000	7	2,720,000	5	2,610,000	2	110,000	(事例1) 【真正議員団】 H23：810,000円 H24：900,000円 H25：900,000円 (事例2) 【みらいフォーラム】 H25 12月：50,000円、1月：60,000円
1	30,000	0	0	1	30,000	0	0	1	30,000	収支報告計上額：4人分 計60,000円 共催のため、60,000円×50%=30,000円を計上
0	0	0	0	1	11,200	0	0	1	11,200	収支報告計上額：単価80,000円×70%= 67,200円 正当額：単価80,000円×70%=56,000円 差 引： 11,200円
4	1,040,000	1	900,000	9	2,761,200	5	2,610,000	4	151,200	

【別表】項目別指摘事項（広報費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
マニュアルで求められている広報紙、 報告書等の現物の添付がないもの	24	【公明党・日 本共産党・自 由民主党・民 主東大阪議員 団・自民党刷 新の会・さわ やかな風・豊 じょうの会・ さきがけ】									
上記広報紙、報告書等の現物が添付が ない39件について現物の提出を求めた ところ未提出であったもの	24	【公明党・自 由民主党】	2	152,250	0	0	1	80,000	1	80,000	
広報紙・報告書等の会報配布に係る人 件費及び業務委託において、雇用契約 書又は委託契約書の添付がないもの	25	【公明党・み らいフォーラ ム・自由民主 党・豊じょう の会】									
広報紙配布のための人件費において、 三親等内の親族を計上するもの（親族 であることをもって一律不適切とする べきではないが、運用細目・マニユ アル違反であるため指摘するもの）	25	【みらい フォーラム・ 自由民主党・ 豊じょうの 会】	5	310,000	0	0	7	232,500	0	0	
「年賀状」や、同じ性格のものとして解 される「暑中・残暑見舞いはがき」の購 入費用を広報費として計上するもの	25	【公明党・自 由民主党】	3	45,000	2	40,000	7	43,080	6	38,080	
後援会と合同で行ったと考えられる市 政報告会を按分せず全額計上するもの	26	【自民党クラ ブ・真正議員 団】	2	85,359	0	0	0	0	0	0	
「市議会手帳」数十冊の購入費用を 広報費で計上するもの	26	【公明党】	1	2,690	0	0	2	21,510	1	14,340	
写真現像代とともに会員費再発行費用 という私的な経費を計上するもの	26	【公明党】	0	0	0	0	1	200	0	0	
市民が参加していると考えられる市 政報告会において出した弁当を広報費 で計上するもの（広聴費参照）	26	【さわやかな 風】	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計帳簿の日付誤り、領収書のあて名、 日付の記載漏れのもの	26										
合 計			13	595,299	2	40,000	18	377,290	8	132,420	

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
0	0	0	0	3	232,250	1	80,000	2	152,250	
9	325,000	0	0	21	867,500	0	0	21	867,500	
2	25,000	2	25,000	12	113,080	10	103,080	2	10,000	
1	2,800	0	0	3	88,159	0	0	3	88,159	計上額：3件 176,319円 連名のため、176,319円×50%=88,159円を 計上
3	36,784	1	18,392	6	60,984	2	32,732	4	28,252	
0	0	0	0	1	200	0	0	1	200	
7	310,500	0	0	7	310,500	0	0	7	310,500	平成23、24年度は「広聴費」でも計上されて いる。
22	700,084	3	43,392	53	1,672,673	13	215,812	40	1,456,861	

【別表】項目別指摘事項（事務所費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度			
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの	
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
同一の議員が賃貸人及び賃借人として、賃貸借契約を締結し、賃料を計上するもの	29	【真正議員 団・緑風会】	8	906,000	7	666,000	12	444,000	12	444,000
議員本人が所有する建物を法人に賃貸し、建物の一部を法人から議員が再度賃借し、賃料を事務所費として計上しているもの	30	【真正 議員団】	2	582,000	2	582,000	2	660,000	2	660,000
マニュアルで原則禁止される自宅事務所の賃料を計上するが、按分率の合理的な根拠が示されていないもの	30	【自民党清新 会・桔梗の 会・みらい フォーラム】	7	389,000	7	389,000	13	471,030	13	471,030
相談者来客用の駐車場代を運用細目及びマニュアルに定める按分の上限5割を超えて計上するもの	30	【真正議員 団・自民党清 新会・自由民 主党正清の 会】	3	112,200	2	79,200	2	51,800	2	78,300
政治資金管理団体の政治資金収支報告書に計上した賃料を政務活動費でも計上し、二重計上となっているもの。実態として、他の活動と按分する必要性があったのに全額計上するもの	31	【自民党クラ ブ・自民党刷 新の会・真正 議員団・自由 民主党正清の 会】	2	378,000	2	378,000	3	378,000	3	378,000
事務所の維持に必要な小規模修繕とはいえない事務所の修繕費を計上するもの	31	【真正議員 団・民主東大 阪議員団】	2	420,000	2	420,000	3	530,000	3	530,000
賃貸借契約の賃料が値下げされたにもかかわらず、引き続き値下げ前の賃料を計上したものの	32	【自民党 清新会】	0	0	0	0	0	0	0	0
2か月分の賃料を二重に計上するもの	32	【自民党 清新会】	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			24	2,787,200	22	2,514,200	35	2,534,830	35	2,561,330

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備考
指 摘		左のうち、自主返還されているもの		指 摘		左のうち、自主返還されているもの		件数	金額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額 A	件数	金額 B			
12	444,000	12	444,000	32	1,794,000	31	1,554,000	1	240,000	(事例1) 【真正議員団】 H23上期賃料月額：80,000円 按分率50%：40,000円×6か月＝240,000円 (事例2) 【真正議員団・緑風会】 H23上期賃料月額：148,000円 按分率50%：74,000円×6か月＝444,000円 (全額自主返還済) H23下期以降賃料月額：74,000円 按分率50%：37,000円×30か月＝1,110,000円 (全額自主返還済)
1	660,000	1	660,000	5	1,902,000	5	1,902,000	0	0	
10	334,800	10	334,800	30	1,194,830	30	1,194,830	0	0	自主返還済額の内訳 (事例1) 【桔梗の会・みらいフォーラム】 H23：324,000円 H24：422,280円 H25：334,800円 (事例2) 【自民党清新会】 H23：65,000円 H24：48,750円
1	40,000	1	13,500	6	204,000	5	171,000	1	33,000	上限5割を超えるもの (H23) (自主返還) 真正議員団 33,000円 () 自民党正清の会 79,200円 (79,200円) 計 112,200円 (79,200円) (H24) 自民党正清の会 19,800円 (19,800円) 自民党清新会 32,000円 (58,500円) 計 51,800円 (78,300円) (H25) 自民党清新会 40,000円 (13,500円)
5	378,000	5	378,000	10	1,134,000	10	1,134,000	0	0	H23：63,000円×12か月＝756,000円 H24：63,000円×12か月＝756,000円 H25：63,000円×12か月＝756,000円 各年度の2分の1を自主返還済
1	420,000	1	420,000	6	1,370,000	6	1,370,000	0	0	(事例1) 【真正議員団】 H23：35,000円×12か月＝420,000円 H24：35,000円×12か月＝420,000円 H25：35,000円×12か月＝420,000円 (事例2) 【民主東大阪議員団】 H24：110,000円
1	54,000	1	54,000	1	54,000	1	54,000	0	0	H25.11月～H26.4月分 賃料値下げ分10,000円×90% (按分) ×6か月＝54,000円
1	81,000	0	0	1	81,000	0	0	1	81,000	平成25年4・5月分 月額45,000円×90% (按分) ×2か月＝81,000円
32	2,411,800	31	2,304,300	91	7,733,830	88	7,379,830	3	354,000	

【別表】項目別指摘事項（その他の経費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
政務活動との関連性が確認できないタクシー代、ガソリン代、携帯電話料金を計上するもの	34										
政務活動との関連性が確認できない飲食代を計上するもの	36										
飲食代の領収書について、年月日の「年」を改ざんしたと確認されたものを計上するもの	37	【緑風会】	0	0	0	0	10	266,550	10	266,450	
領収書のあて名が後援会名義であり、全額政務活動費として支出するのが不適切と考えられるもの	37	【真正議員 団】	1	3,865	1	3,865	0	0	0	0	
ガソリン代の領収書のあて先に別人の氏名が記入されているもの	37	【公明党・自 由民主党】	3	8,918	2	6,516	19	63,917	19	63,917	
政務活動との関連性が疑わしい長距離区間の通行料を全額計上しているもの	38	【豊じょう の会】	0	0	0	0	0	0	0	0	
按分が必要と考えられる自動車の修理費用を全額計上しているもの	38	【民主東大阪 議員団】	0	0	0	0	0	0	0	0	
会議経費として計上しているが、ホームセンター等発行の領収書の記載内容からは購入した物品の詳細がわからないもの	38	【みらい フォーラム・ 自由民主党・ 自民党清新 会・東大阪発 祥の会・豊 じょうの会】									
マニュアルでは事務機器を破損等で買い替える場合理由を明確にすることになっているが理由を明記せずに2年連続して事務機器購入を全額計上しているもの	38	【公明党・自 民党クラブ】									
駐車料金の計上額より少額の領収書が添付されているもの	38										
切手代を二重計上をしているもの	38	【自民党 清新会】	0	0	0	0	1	5,000	1	5,000	
電話料金を二重計上しているもの	38	【桔梗の会】	1	13,725	0	0	0	0	0	0	
甲ホテルにおける飲食代	38	【みらい フォーラム・ 自由民主党・ 民主東大阪議 員団・真正議 員団・自民党 清新会・緑風 会・東大阪発 祥の会・豊 じょうの会・ みらいの会】	10	325,095	8	253,760	20	474,300	20	474,300	
合 計			15	351,603	11	264,141	50	809,767	50	809,667	

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差 引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返還されているもの		指 摘		左のうち、自主返還されているもの		件数	金 額	
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B			
										タクシー代、ガソリン代、携帯電話料金に係る自主返還額は、全体で約370万円になる
										飲食代の自主返還額は、全体で約520万円になる
0	0	0	0	10	266,550	10	266,450	0	100	
0	0	0	0	1	3,865	1	3,865	0	0	後援会との按分が必要 収支報告計上額7,730円×50%=3,865円
31	115,386	31	115,386	53	188,221	52	185,819	1	2,402	
3	17,950	0	0	3	17,950	0	0	3	17,950	
1	10,000	1	10,000	1	10,000	1	10,000	0	0	
0	0	0	0	1	5,000	1	5,000	0	0	
0	0	0	0	1	13,725	0	0	1	13,725	事務所電話料金 全 額 (100%) 計上分：13,725円 按分後 (60%) 計上分：8,235円
19	462,000	19	462,000	49	1,261,395	47	1,190,060	2	71,335	この他、 「広聴費」4件 57,000円 「会議費」1件 12,000円 をそれぞれ全額自主返還済
54	605,336	51	587,386	119	1,766,706	112	1,661,194	7	105,512	

【別表】項目別指摘事項（研究研修費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
活動記録簿に記載の金額と領収書 の金額が不一致のもの、日付の記載誤り のもの、経理責任者の押印漏れのもの等 活動記録簿の記載等に不備があるもの	44	【公明党・日 本共産党・民 主東大阪議員 団・自民党清 新会】									
領収書のあて名・日付・ただし書きの 記載及び押印漏れのもの等領収書に不 備があるもの	44	【公明党・日 本共産党・自 民党クラブ・ 自由民主党・ 民主東大阪議 員団・自民党 清新会・さわ やかな風・桔 梗の会・みら いの会・民主 さわやかな 風・さきがけ】									
領収書として入場チケットが添付され ているが金額が不明なもの	44	【さきがけ】	1	1,500	0	0	0	0	0	0	0
使途の対象とならないものとして、マ ニュアルに年会費・「励ます会」・ パーティー参加費・政党活動に伴う支 出と疑われるもの等が挙げられている が、領収書のただし書き等から、使途 の対象とならないと考えられるもの	45	【公明党・自 民党クラブ・ 自由民主党・ 民主東大阪議 員団・自民党 清新会・さわ やかな風・桔 梗の会・民主 さわやかな 風・】	8	47,000	3	24,000	10	94,000	6	31,000	
活動記録簿の内容が不明なものや、 活動記録簿自体作成されておらず領収 書が添付されているが、領収書の記載 からは支払内容の詳細が明確とはい えないもの	45	【公明党・日 本共産党・自 民党クラブ・ 自由民主党・ 民主東大阪議 員団・自民党 清新会・さわ やかな風・桔 梗の会・民主 さわやかな 風・さきが け】									
活動記録簿の内訳金額と計上額が不 一致のもの	46	【公明党】	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			9	48,500	3	24,000	10	94,000	6	31,000	

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返還されているもの		指 摘		左のうち、自主返還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
0	0	0	0	1	1,500	0	0	1	1,500	
10	91,000	3	11,000	28	232,000	12	66,000	16	166,000	
1	1,040	0	0	1	1,040	0	0	1	1,040	会計帳簿計上額：39,860円 活動記録簿記載：38,820円
11	92,040	3	11,000	30	234,540	12	66,000	18	168,540	

【別表】項目別指摘事項（資料購入費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度			
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの	
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
月刊誌購読料が二重計上されているもの	47	【公明党】	1	800	0	0	0	0	0	0
領収書に不備が見受けられるもの ア 市販の領収書に手書きで作成され、業者の押印もないため、業者が作成したものではないと見受けられるもの イ 領収者の作成ではないと思われる出金伝票を添付しているもの。その他支払の事実は確認できるものの領収書あて名欄の名字以外が消去されているものや、領収書上部のあて名等の記載箇所が切り取られているもの	47	【公明党・み らいの会】								
会計帳簿に計上の額よりも少額の領収書が添付されているもの	48	【公明党・自 民党クラブ】	0	0	0	0	2	2,004	0	0
合 計			1	800	0	0	2	2,004	0	0

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
0	0	0	0	1	800	0	0	1	800	
0	0	0	0	2	2,004	0	0	2	2,004	(事例1) 【公明党】 新聞購読料：1,835円を1,839円で計上 (事例2) 【自民党クラブ】 新聞購読料：値引き分を計上
0	0	0	0	3	2,804	0	0	3	2,804	

【別表】項目別指摘事項（広聴費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
広聴費活動記録簿が提出されていないもの	49	【公明党・みらいフォーラム・桔梗の会・みらいの会・さきがけ】									
経理責任者の氏名や押印、他各項目の記入漏れなど活動記録簿の記載の不備	50										
領収書（レシート）にアルコール類が含まれているもの	50	【公明党】	1	5,103	1	5,103	0	0	0	0	0
使途の対象にならないと運用細目で定められている酒宴であると疑われるもの	50										
運用細目において、識者を囲んでの広聴会に伴う食事代については、1人につき3,000円上限とし使途の対象としているが、3,000円を超えているもの	50	【公明党】	0	0	0	0	2	33,002	2	33,002	
市民が参加していると考えられる市政報告会に出した弁当の代金を計上するもの	50	【さわやかな風】	0	0	0	0	6	123,000	0	0	0
市政報告及び意見交換の広聴会に係る会場費の領収書が後援会名義になっており、後援会活動も含まれると考えられるため、按分が必要であると考えられるもの	51	【自由民主党】	3	8,800	0	0	0	0	0	0	0
会計帳簿の日付誤り、領収書の宛名、日付の記載漏れ	51										
合 計			4	13,903	1	5,103	8	156,002	2	33,002	

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差 引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
0	0	0	0	1	5,103	1	5,103	0	0	領収書：5,103円(うちアルコール609円)
										飲食代の問題については、報告書59頁記載のとおり
0	0	0	0	2	33,002	2	33,002	0	0	(事例1) 13,442円(駐車場代800円含む) 人数4人 (事例2) 19,560円(駐車場代800円含む) 人数6人
2	36,000	0	0	8	159,000	0	0	8	159,000	平成25年度は「広報費」でも計上されている。
0	0	0	0	3	8,800	0	0	3	8,800	
2	36,000	0	0	14	205,905	3	38,105	11	167,800	

【別表】項目別指摘事項（調査旅費・調査費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
調査費活動記録簿が提出されていないもの	52	【公明党・日本共産党・みらいフォーラム・真正議員団・自民党清新会・さわやかな風・維新の会東大阪・桔梗の会・さきがけ】									
公費の旅費と、政務活動費に計上されている旅費が重複しているもの	53	【公明党】	0	0	0	0	1	248,400	1	248,400	
公費での出張期間中に、出張先でのタクシー料金を政務活動費として計上しているもの	53	【公明党】	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公費の旅費と、政務活動費に計上されている旅費が重複しているもの	53	【桔梗の会】	1	26,480	0	0	0	0	0	0	0
公費である費用弁償の計算については、市役所所在地の最寄り駅である「荒本駅」を起点として支出しているが、別途東大阪市から長距離列車の乗車駅までの交通費を政務活動費で計上し、二重計上となっているもの	53	【公明党】	2	1,320	0	0	4	3,620	3	3,000	
行政視察のキャンセル料を計上しているが、公務上等やむを得ない理由によるキャンセルとまでは解することが困難と思慮するもの	54	【公明党】	1	57,440	0	0	0	0	0	0	0
自己都合でのホテルのキャンセル料を、政務活動費として計上しているもの	54	【維新の会東大阪】	1	10,500	0	0	0	0	0	0	0
海外視察において、旅程案の一部に観光が含まれており、全額を政務活動費とすることが適切でないと考えられるもの	54	【自民党クラブ】	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿泊料の領収書及びそれに代わる書類が添付されていないもの	54	【自由民主党】									
活動記録簿の経理責任者の氏名の記入漏れや押印漏れ、「相手方」「参加者」等の必要事項の記入漏れや記入誤りがあるもの及び領収書にあて名やただし書きの記入漏れがあるもの	54	【公明党・日本共産党・自由民主党・真正議員団・さわやかな風・桔梗の会】									
合 計			5	95,740	0	0	5	252,020	4	251,400	

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差 引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返還されているもの		指 摘		左のうち、自主返還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
0	0	0	0	1	248,400	1	248,400	0	0	
1	980	1	980	1	980	1	980	0	0	
0	0	0	0	1	26,480	0	0	1	26,480	
2	2,000	0	0	8	6,940	3	3,000	5	3,940	
0	0	0	0	1	57,440	0	0	1	57,440	
0	0	0	0	1	10,500	0	0	1	10,500	
1	150,372	1	150,372	1	150,372	1	150,372	0	0	
4	153,352	2	151,352	14	501,112	6	402,752	8	98,360	

【別表】項目別指摘事項（会議費）

指 摘 の 内 容	報告書 ページ	会 派 (支出当時)	平成23年度				平成24年度				
			指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		指 摘		左のうち、自主返 還されているもの		
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	
会議費活動記録簿が作成されていないもの	56	【自民党 クラブ】									
領収書のあて名の記載漏れ	56	【自民党クラ ブ・自民党清 新会】									
同一の弁当代を、二重に計上するもの	56	【自民党 クラブ】	0	0		0	0	0	0	0	0
実際に支出した食事代より多額の政務活動費を会計帳簿へ計上したため自主返還されているが、実際の支出額で返還されたため、会計帳簿との差額が未返還となっているもの	56	【自民党 クラブ】	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備 考
指 摘		左のうち、自主返還されているもの		指 摘		左のうち、自主返還されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
1	2,327	0	0	1	2,327	0	0	1	2,327	
1	2,000	0	0	1	2,000	0	0	1	2,000	収支報告書及び会計帳簿計上額：14,000円 領収書：12,000円 自主返還額：12,000円
2	4,327	0	0	2	4,327	0	0	2	4,327	

【別表】項目別指摘事項（合計表）

項 目	平成23年度				平成24年度			
	指 摘		左のうち、自主返還 されているもの		指 摘		左のうち、自主返還 されているもの	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
人 件 費	3	821,200	2	810,000	2	900,000	2	900,000
広 報 費	13	595,299	2	40,000	18	377,290	8	132,420
事 務 所 費	24	2,787,200	22	2,514,200	35	2,534,830	35	2,561,330
その他の経費	15	351,603	11	264,141	50	809,767	50	809,667
研究研修費	9	48,500	3	24,000	10	94,000	6	31,000
資料購入費	1	800	0	0	2	2,004	0	0
広 聴 費	4	13,903	1	5,103	8	156,002	2	33,002
調査旅費・調査費	5	95,740	0	0	5	252,020	4	251,400
会 議 費	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	74	4,714,245	41	3,657,444	130	5,125,913	107	4,718,819

(単位：件、円)

平成25年度				3か年合計				差引 (A-B)		備考
指 摘		左のうち、自主返還 されているもの		指 摘		左のうち、自主返還 されているもの				
件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額 A	件数	金 額 B	件数	金 額	
4	1,040,000	1	900,000	9	2,761,200	5	2,610,000	4	151,200	
22	700,084	3	43,392	53	1,672,673	13	215,812	40	1,456,861	
32	2,411,800	31	2,304,300	91	7,733,830	88	7,379,830	3	354,000	
54	605,336	51	587,386	119	1,766,706	112	1,661,194	7	105,512	・タクシー代、ガソリン代、携帯電話料金に係る自主返還額は、全体で約370万円になる ・飲食代の自主返還額は、全体で約520万円になる
11	92,040	3	11,000	30	234,540	12	66,000	18	168,540	
0	0	0	0	3	2,804	0	0	3	2,804	
2	36,000	0	0	14	205,905	3	38,105	11	167,800	
4	153,352	2	151,352	14	501,112	6	402,752	8	98,360	
2	4,327	0	0	2	4,327	0	0	2	4,327	
131	5,042,939	91	3,997,430	335	14,883,097	239	12,373,693	96	2,509,404	